

第4期御所市障害者福祉長期計画

平成30年3月

御 所 市

はじめに



御所市では、平成24年に「第3期御所市障害者福祉長期計画」を策定し、障がいのある人もない人も、誰もが地域社会の一員としてふれあい、支えあいながら地域の中でともに暮らし、自分らしく自立した生活ができる「共生社会」の実現に向け、施策を推進してまいりました。

この間、国においては、障がい者に係わる法整備が進められ、平成25年には「障害者差別解消法」、「難病医療法」が成立し、平成26年には障がい者への差別撤廃や社会参加の促進を目指した条約である「障害者権利条約」が批准される等、障がい者を取り巻く環境は、近年大きく変化しています。

国では、これらの法制度に対応した施策を展開するため、「障害者基本法」の改正を踏まえ、平成30年3月には「第4次障害者基本計画」が策定される予定です。

こうした情勢を踏まえ、御所市における障がい福祉施策に関する基本的な考え方や方向性を明らかにし、障がい者支援を総合的かつ計画的に推進するために、この度「第4期御所市障害者福祉長期計画」を策定いたしました。

今後はこの計画に基づき、地域と連携を図りつつ、共生社会の実現に取り組んでまいりますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後になりましたが、計画の策定にあたりご審議いただきました御所市障害福祉計画等策定審議会の委員の皆様をはじめ、アンケート調査やヒアリング調査等で貴重なご意見をいただきました皆様方に、厚くお礼申し上げます。

平成30年3月

御所市長 東川 裕

目次

| | |
|--------------------------|----|
| 第1章 計画の策定にあたって | 1 |
| 第1節 計画策定の趣旨と背景 | 1 |
| 1. 計画策定の趣旨 | 1 |
| 2. 計画策定の背景 | 1 |
| 第2節 計画の位置づけ | 4 |
| 1. 法的根拠 | 4 |
| 2. 他計画との関係 | 4 |
| 第3節 計画の対象と期間 | 5 |
| 1. 計画の対象 | 5 |
| 2. 計画の期間 | 5 |
| 第4節 計画策定の体制 | 6 |
| 1. 「御所市障害福祉計画等策定審議会」の開催 | 6 |
| 2. アンケート調査及びヒアリング調査の実施 | 6 |
| 3. パブリックコメントの実施 | 6 |
| 第2章 御所市の現状 | 7 |
| 第1節 統計データからみる御所市の状況 | 7 |
| 1. 人口・世帯数の推移 | 7 |
| 2. 障がい者数の推移 | 12 |
| 3. 就園・就学の状況 | 15 |
| 第2節 アンケート調査結果からみる市民の状況 | 17 |
| 1. 日常生活について | 17 |
| 2. 相談について | 24 |
| 3. 情報について | 27 |
| 4. 就労について | 30 |
| 5. 就園・就学について | 32 |
| 6. 災害時の支援について | 34 |
| 7. 市の取り組みについて | 36 |
| 8. アンケート結果からみる御所市の現状・課題等 | 39 |
| 第3節 ヒアリング調査からみる御所市の状況 | 40 |
| 第3章 基本理念と施策の体系 | 41 |
| 第1節 基本理念 | 41 |
| 第2節 基本目標 | 42 |
| 第3節 施策の体系 | 43 |

| | |
|-------------------------------|----|
| 第4章 分野別施策の展開 | 44 |
| 基本目標Ⅰ. 地域で自立して生活できる基盤づくり | 44 |
| 1. 福祉サービスの充実 | 44 |
| 2. 経済的自立の支援 | 46 |
| 3. 相談支援体制の整備 | 46 |
| 基本目標Ⅱ. 健やかな成長と健康づくりを支援する環境づくり | 47 |
| 1. 健康づくりの推進と疾病予防 | 47 |
| 2. 精神保健対策・難病対策の充実 | 49 |
| 3. 保健・医療サービスの充実 | 50 |
| 基本目標Ⅲ. 社会参加を促進する基盤づくり | 53 |
| 1. 障がい児保育の充実 | 53 |
| 2. 学校教育の充実 | 54 |
| 3. 雇用・就労への支援 | 56 |
| 4. 生涯学習・スポーツ活動等の支援 | 57 |
| 基本目標Ⅳ. 安全・安心で人にやさしいまちづくり | 59 |
| 1. 住宅及び公共施設等のバリアフリー化 | 59 |
| 2. 交通安全対策の推進 | 60 |
| 3. 防災・防犯対策の推進 | 61 |
| 基本目標Ⅴ. とともに支えあう共生社会づくり | 63 |
| 1. 障がい者に対する理解の促進 | 63 |
| 2. 地域福祉活動の推進 | 64 |
| 3. 情報提供・コミュニケーション支援 | 65 |
| 第5章 計画の円滑な推進 | 66 |
| 1. 庁内推進体制の整備 | 66 |
| 2. 地域住民の参画促進 | 66 |
| 3. 国・県との連携 | 66 |
| 4. 進捗状況の把握 | 66 |
| 資料編 | 67 |
| 1. 御所市障害福祉計画等策定審議会条例 | 67 |
| 2. 御所市障害福祉計画等策定審議会委員名簿 | 68 |
| 3. 計画策定の経緯 | 69 |
| 4. 用語解説 | 70 |

本文中において*が付いている用語は、用語解説で説明をしています。

第1章 計画の策定にあたって

第1節 計画策定の趣旨と背景

1. 計画策定の趣旨

御所市においても、高齢化や世帯の小規模化が進むとともに、障がい者の増加や障がいの重度化がみられ、障がい福祉のニーズは多様化している傾向にあります。

今後ますます増加が見込まれる障がい福祉サービス利用者への支援体制のさらなる充実や障がい者の高齢化への対応、難病患者や発達障がい*者への支援について、国の動向を見定めながら取り組みを推進し、障がい者が住み慣れた地域で自らの意思で自ら望む暮らしができるまちづくりを実現していくために、御所市が担う役割はこれまでも増して重要なものとなっています。

御所市では、平成24年に「第3期御所市障害者福祉長期計画」を策定し、「個人の尊厳、地域社会での共生、自立と自己実現ができるまち」という基本理念のもと障がい福祉施策を総合的に推進してきました。

このたび、現行の「第3期御所市障害者福祉長期計画」が平成29年度末で終了することから、現行計画の成果の検証を行い、障がい者や家族のニーズ等を踏まえた上で、国の障がい者制度の動向等を反映し、平成30年度からの御所市の障がい福祉施策の指針となる「第4期御所市障害者福祉長期計画」（以下「本計画」）を策定します。

2. 計画策定の背景

<国の動向>

●「障害者基本法」の改正

平成23年8月に「障害者基本法」が改正され、障がいの有無にかかわらず、すべての人が相互に人格と個性を尊重する「共生社会*」を実現することを目的に掲げ、障がいを機能障がいのみではなく社会的障壁*で捉えることや、障がい者差別の禁止が規定されました（平成23年8月施行）。

●「障害者虐待防止法」の制定

平成23年6月に「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」が成立し、虐待の通報や自治体による安全確認、保護などが規定されました。本法律においては、障がい者の虐待の防止に係る国や自治体の責務が定められるとともに、市町村及び都道府県の部局又は施設が、障がい者虐待の通報窓口や相談等を行う市町村障がい者虐待防止センター*、都道府県障がい者権利擁護センター*としての機能を果たすこととされています（平成24年10月施行）。

●「児童福祉法」の改正

平成 24 年 4 月に「児童福祉法」が改正され（平成 24 年 4 月施行）、障がい別に分かれていた障がい児施設、事業の一元化が図られ、通所による支援（障害児通所支援）と入所による支援（障害児入所支援）のそれぞれに体系化されました。また、身近な地域で必要な支援を受けられるよう、障害児通所支援の実施主体は市町村とされ、地域支援を強化するため、児童発達支援センター*を中心とした児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援などのサービスが創設されています。

平成 28 年 5 月の改正では、児童虐待について発生予防から自立支援まで一連の対策のさらなる強化等を図るため、児童福祉法の理念を明確化し、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援を行うために母子健康包括支援センター*の全国展開、市町村及び児童相談所の体制の強化、里親委託の推進等の措置が講じられました（平成 28 年 10 月施行（一部は平成 29 年 4 月施行））。

●「障害者総合支援法」の施行

平成 24 年 4 月に、「障害者自立支援法」が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」に改正され（平成 25 年 4 月施行）、障がい福祉の対象に難病患者なども含まれることが定められました。平成 26 年 4 月からは「障害程度区分*」から「障害支援区分*」への見直し、重度訪問介護*の対象拡大、地域移行支援*の対象拡大、共同生活介護（ケアホーム）*と共同生活援助（グループホーム）*の一元化などが図られました。

●「障害者差別解消法」の成立

平成 25 年 6 月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が成立しました。本法律においては、障害者基本法に定めた差別の禁止の基本原則を具体化するため、行政機関等及び事業者における障がいを理由とする差別的取り扱いの禁止や、合理的配慮*の不提供の禁止などが規定されています（平成 28 年 4 月施行）。

●「障害者権利条約」の批准

平成 18 年 12 月、国連総会において、障がい者に対する差別の禁止や社会参加を促すことを目的に「障害者権利条約」が採択されました。この条約は障がい者の権利の実現のための措置等を規定した、障がい者に関する初めての国際条約で、障がい者の権利拡大に向け、様々な分野における取り組みを締約国に対して求めています。

我が国においては、平成 19 年に署名し、必要な国内制度の改正ののち、平成 26 年 1 月に批准されました。

●「難病医療法」の成立

平成 26 年 5 月に「難病の患者に対する医療等に関する法律（難病医療法）」が成立し、難病の患者に対する医療費助成が法定化され、難病の医療に関する調査及び研究の推進、療養生活環境整備事業の実施が講じられています。本法律では、難病の患者の社会参加を支援し、難病にかかっても地域で尊厳を持って生きられる共生社会の実現を目指すことが理念として掲げられています（平成 27 年 1 月施行）。

●「第4次障害者基本計画」の策定

内閣府に設置された「障害者政策委員会」において、平成30年度から34年度までの5年間を計画期間とする「第4次障害者基本計画」が検討されました。

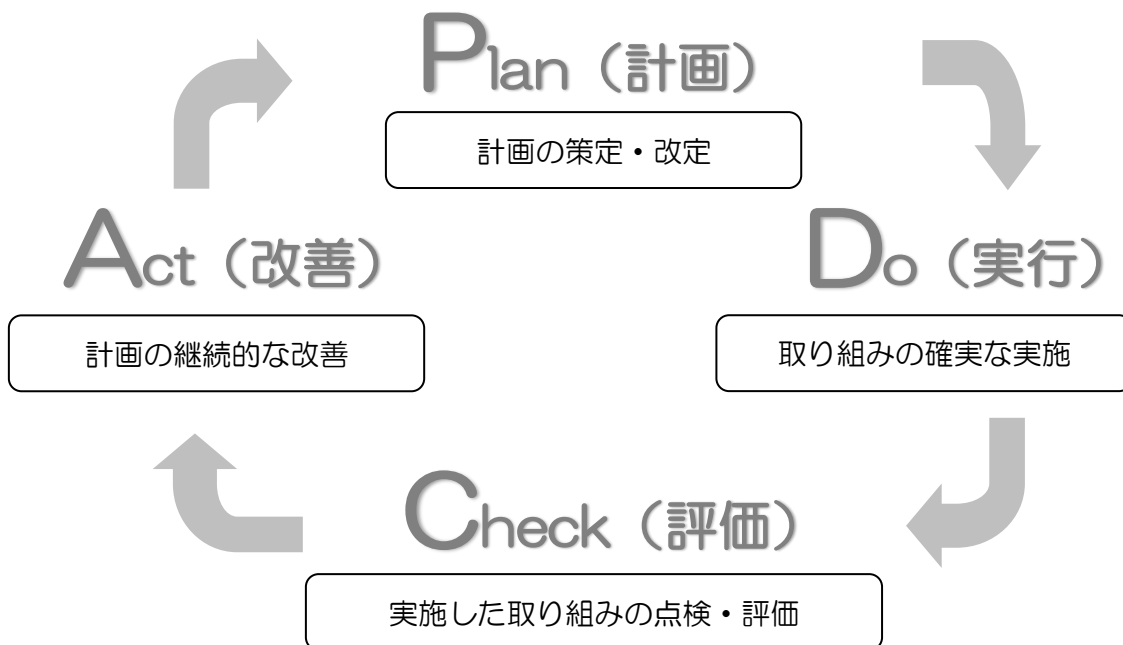
「第4次障害者基本計画」では、各分野に共通する横断的視点として、「障害者権利条約の理念の尊重・整合性の確保」、「社会のあらゆる場面におけるアクセシビリティ*の向上」、「当事者本位の総合的かつ分野横断的な支援」、「障がい特性等に配慮したきめ細かい支援」、「性別、年齢による複合的困難に配慮したきめ細かい支援」、「PDCA サイクル*等を通じた実効性ある取り組みの推進」が掲げられています。

<県の動向>

●「奈良県障害者計画」の策定

平成27年3月に平成27年度から平成31年度までの5年間を計画期間とする「奈良県障害者長期計画」が策定されました。「奈良県障害者計画」では「障がい者が暮らしやすいと感じることができる奈良県」を目標に掲げ、「障がい者に寄り添った、生活全般にわたる包括的な支援」、「ライフステージを通じた切れ目のない支援」の考え方にに基づき、障がい福祉施策が推進されています。

【PDCA サイクルのイメージ】



第2節 計画の位置づけ

1. 法的根拠

本計画は、障害者基本法第11条第3項に定められた「市町村障害者計画」として、御所市の障がい福祉に関する基本的な考え方や方向性を明らかにし、障がい福祉施策を総合的かつ計画的に推進するために策定しています。

策定にあたっては、国の基本計画や県の計画に基づき、御所市の実状を反映した計画としています。

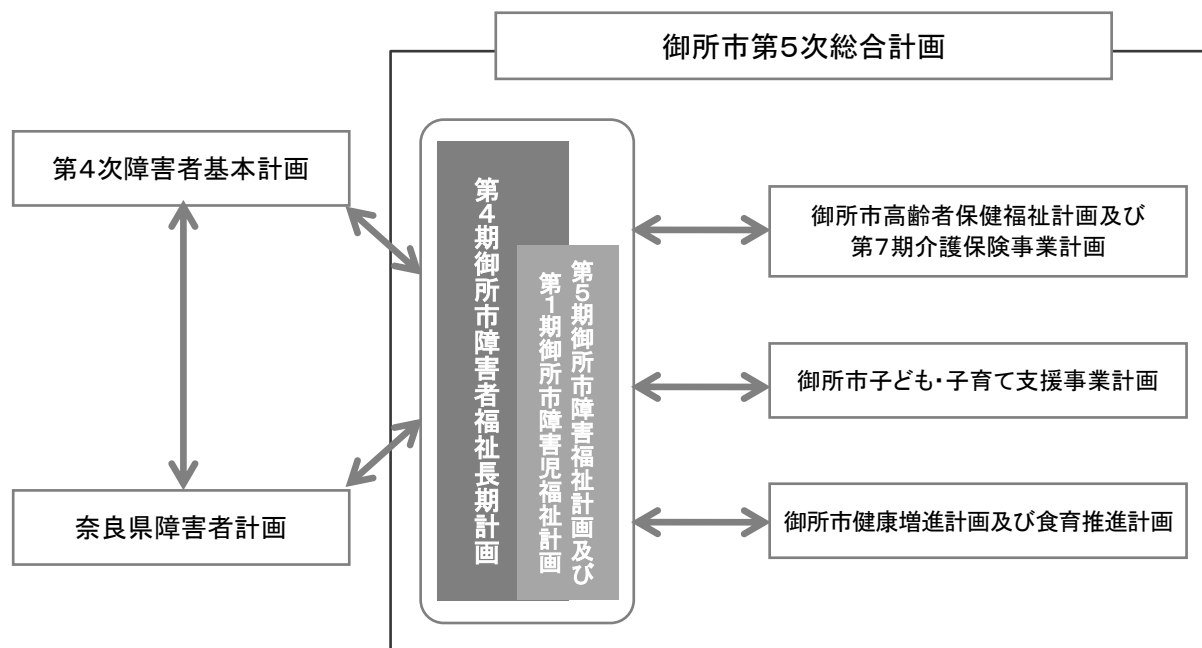
2. 他計画との関係

本計画は「御所市第5次総合計画」を上位計画とする分野別計画として、関連計画との整合性を図りながら策定しています。

【関連計画】

- 御所市第5次総合計画（平成23年3月策定）
- 第5期御所市障害福祉計画及び第1期御所市障害児福祉計画（平成30年3月策定）
- 御所市高齢者保健福祉計画及び第7期介護保険事業計画（平成30年3月策定）
- 御所市子ども・子育て支援事業計画（平成27年3月策定）
- 御所市第2次健康増進計画及び食育推進計画（平成29年3月策定）

【関連計画等との位置づけ（イメージ図）】



第3節 計画の対象と期間

1. 計画の対象

本計画の対象は、市民、事業所、行政機関など、御所市のすべての個人、団体を対象とします。

また、本計画における「障がい者」とは、障害者基本法に基づき、手帳の有無にかかわらず、身体障がい、知的障がい、精神障がい、発達障がい、高次脳機能障がい、難病等があるために日常生活や社会生活の中で何らかの不自由な状態にある人（児童を含む）とします。

【障害者基本法における障がい者の定義】

身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む）その他の心身の機能の障がいがある者であって、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの

2. 計画の期間

本計画の期間は、平成30年度～平成41年度までの12年間とします。ただし、国の障がい者制度改革の動向等により、必要に応じて見直しを行います。

| 平成 30年度 | 平成 31年度 | 平成 32年度 | 平成 33年度 | 平成 34年度 | 平成 35年度 | 平成 36年度 | 平成 37年度 | 平成 38年度 | 平成 39年度 | 平成 40年度 | 平成 41年度 |
|-------------------------------------|------------|------------|-------------------------------------|------------|------------|-------------------------------------|------------|------------|-------------------------------------|------------|------------|
| 第4期御所市障害者福祉長期計画 | | | | | | | | | | | |
| 第5期御所市障害福祉計画 及び 第1期御所市障害児福祉計画 | | | 第6期御所市障害福祉計画 及び 第2期御所市障害児福祉計画 | | | 第7期御所市障害福祉計画 及び 第3期御所市障害児福祉計画 | | | 第8期御所市障害福祉計画 及び 第4期御所市障害児福祉計画 | | |

第4節 計画策定の体制

1. 「御所市障害福祉計画等策定審議会」の開催

障がい者関係者、学識経験者、社会福祉関係者、行政機関代表者から構成される「御所市障害福祉計画等策定審議会」を開催し、計画書策定について意見交換を行いました。

2. アンケート調査及びヒアリング調査の実施

計画策定にあたり、障がい者の日常生活の状況やニーズを把握するため、「御所市障害者の意識と生活実態の調査」を実施するとともに、障がい者関係団体へのヒアリング調査を実施しました。

3. パブリックコメントの実施

幅広い意見を反映するため、本計画の素案を市役所窓口及び市ホームページに公開し、意見を募りました。

第2章 御所市の現状

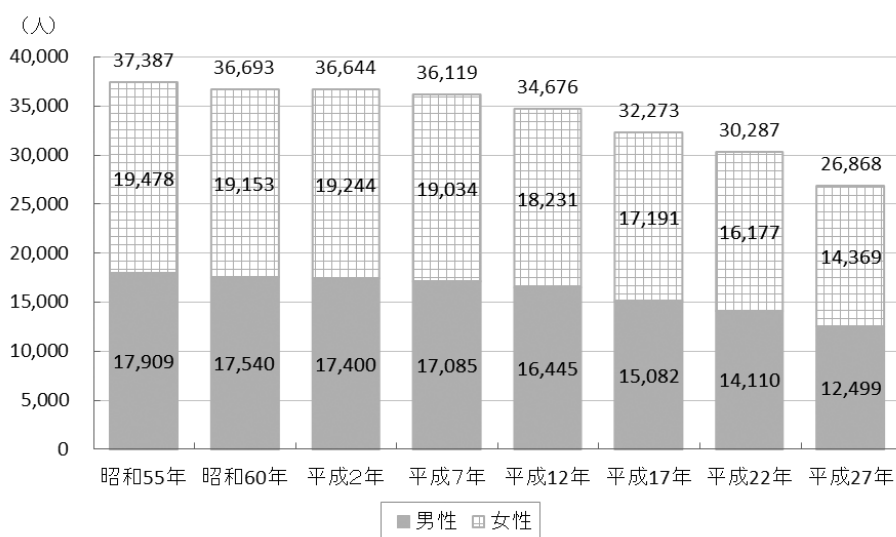
第1節 統計データからみる御所市の状況

1. 人口・世帯数の推移

① 男女別人口の推移

御所市の人口は年々減少傾向にあり、平成27年10月1日現在の人口は、男性が12,499人、女性が14,369人、合計26,868人となっています。

〈男女別人口の推移〉



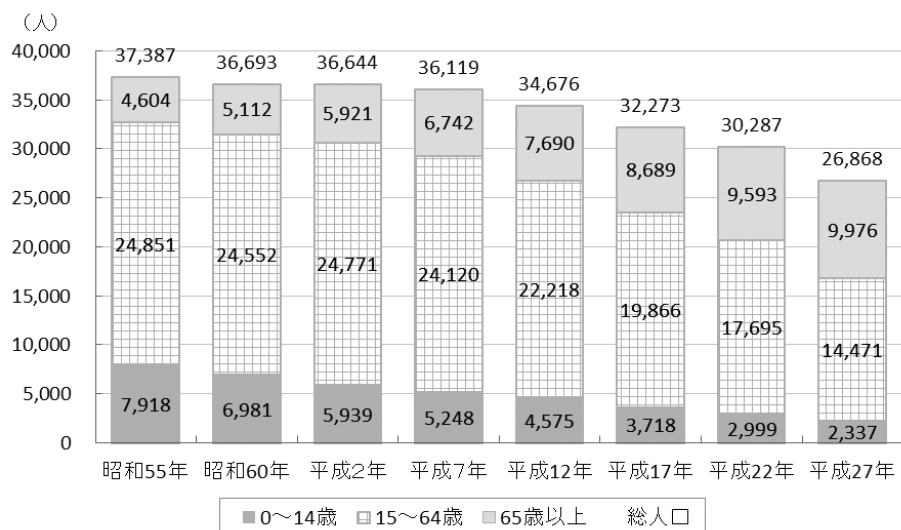
| | 昭和55年 | 昭和60年 | 平成2年 | 平成7年 | 平成12年 | 平成17年 | 平成22年 | 平成27年 |
|-----|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 男性 | 17,909人 | 17,540人 | 17,400人 | 17,085人 | 16,445人 | 15,082人 | 14,110人 | 12,499人 |
| 女性 | 19,478人 | 19,153人 | 19,244人 | 19,034人 | 18,231人 | 17,191人 | 16,177人 | 14,369人 |
| 総人口 | 37,387人 | 36,693人 | 36,644人 | 36,119人 | 34,676人 | 32,273人 | 30,287人 | 26,868人 |

資料: 国勢調査(各年10月1日現在)

② 年齢3区分別人口の推移

御所市の年齢3区分別人口の推移をみると、年少人口（0～14歳）の割合が年々低下する一方で、老年人口（65歳以上）の割合が年々上昇しており、少子高齢化が進行していることがわかります。平成27年10月1日現在の人口構成は、年少人口（0～14歳）が2,337人（8.7%）、生産年齢人口（15～64歳）が14,471人（54.0%）、老年人口（65歳以上）が9,976人（37.2%）となっています。

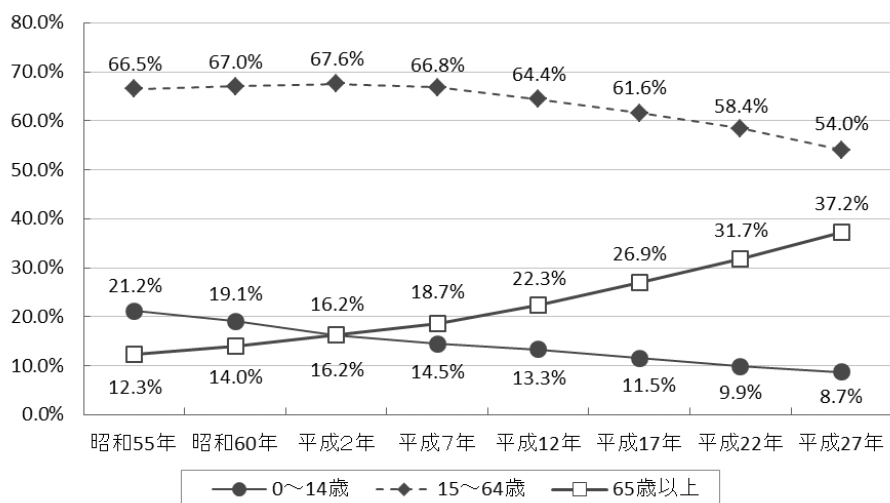
〈年齢3区分別人口の推移〉



| | 昭和55年 | 昭和60年 | 平成2年 | 平成7年 | 平成12年 | 平成17年 | 平成22年 | 平成27年 |
|--------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 0～14歳 | 7,918人 | 6,981人 | 5,939人 | 5,248人 | 4,575人 | 3,718人 | 2,999人 | 2,337人 |
| 15～64歳 | 24,851人 | 24,552人 | 24,771人 | 24,120人 | 22,218人 | 19,866人 | 17,695人 | 14,471人 |
| 65歳以上 | 4,604人 | 5,112人 | 5,921人 | 6,742人 | 7,690人 | 8,689人 | 9,593人 | 9,976人 |
| 総人口 | 37,387人 | 36,693人 | 36,644人 | 36,119人 | 34,676人 | 32,273人 | 30,287人 | 26,868人 |

資料：国勢調査（各年10月1日現在）
注：総人口には年齢不詳を含む

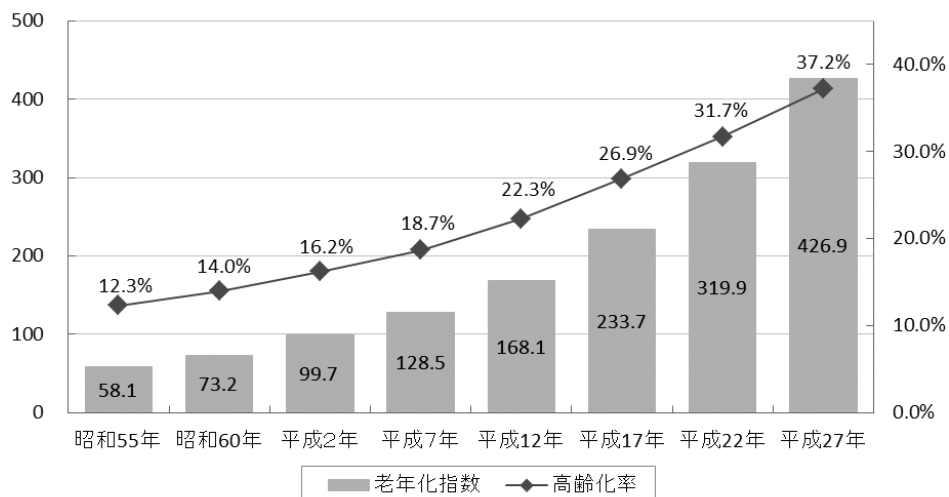
〈年齢3区分別人口比の推移〉



③ 高齢化率と老年化指数の推移

御所市の高齢化率は年々増加し、平成 22 年には3割を超え、平成 27 年では 37.2%となっています。また、老年化指数をみると、平成 22 年以降急激に上昇し、平成 27 年では 426.9 となっています。

〈高齢化率と老年化指数の推移〉



| | 昭和 55 年 | 昭和 60 年 | 平成2年 | 平成7年 | 平成 12 年 | 平成 17 年 | 平成 22 年 | 平成 27 年 |
|------------------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 総人口 | 37,387 人 | 36,693 人 | 36,644 人 | 36,119 人 | 34,676 人 | 32,273 人 | 30,287 人 | 26,868 人 |
| 老年人口 (65 歳以上) | 4,604 人 | 5,112 人 | 5,921 人 | 6,742 人 | 7,690 人 | 8,689 人 | 9,593 人 | 9,976 人 |
| 高齢化率 | 12.3% | 14.0% | 16.2% | 18.7% | 22.3% | 26.9% | 31.7% | 37.2% |
| 老年化指数 | 58.1 | 73.2 | 99.7 | 128.5 | 168.1 | 233.7 | 319.9 | 426.9 |

資料：国勢調査(各年 10 月 1 日現在)

注：総人口には年齢不詳を含む

※老年化指数=老年人口÷年少人口×100

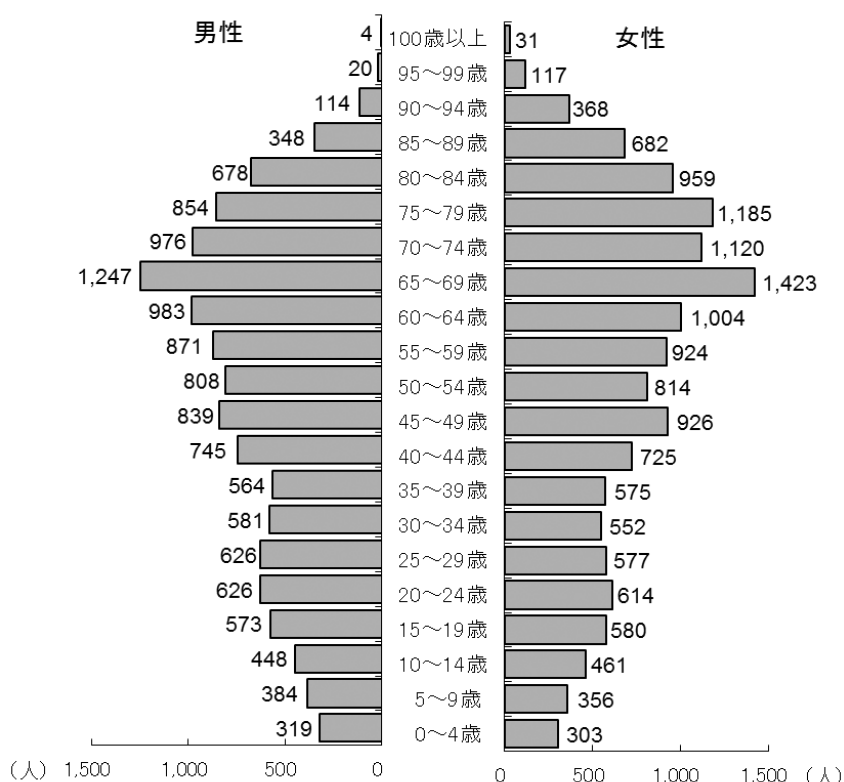
(老年化指数は、人口の高齢化の程度を知る指標の一つで、生産年齢人口の多少による影響を除いているため、人口の高齢化の程度をより敏感に示す指標として用いられている)

④ 人口構成

御所市の平成 29 年 4 月 1 日現在の人口構成について人口ピラミッドをみると、男女とも 65 歳～69 歳の人口が最も多く、高齢者を支えることになる現役世代（20～64 歳）の人口が少ない構造になっています。

男女別人口については、男性は 12,608 人、女性は 14,296 人、合計 26,904 人、年齢 3 区分別人口については、年少人口（0～14 歳）が 2,271 人（8.4%）、生産年齢人口（15～64 歳）が 14,507 人（53.9%）、老年人口（65 歳以上）が 10,126 人（37.6%）となっており、老年化指数については 445.9 となっています。

〈人口ピラミッド（平成 29 年）〉



〈男女別・年齢 3 区分別人口（平成 29 年）〉

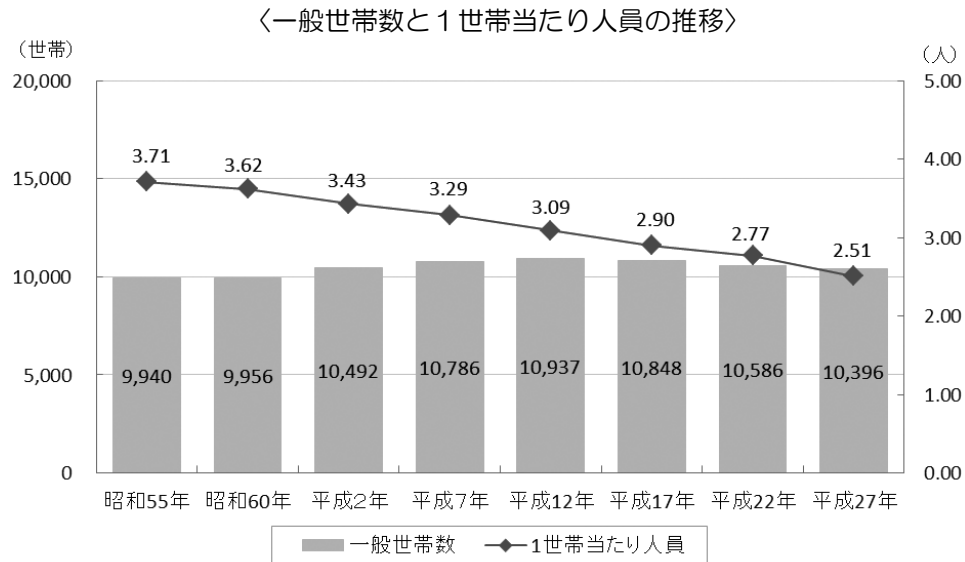
| | 男性 | 女性 | 合計 | 割合 |
|---------|----------|----------|----------|--------|
| 0～14 歳 | 1,151 人 | 1,120 人 | 2,271 人 | 8.4% |
| 15～64 歳 | 7,216 人 | 7,291 人 | 14,507 人 | 53.9% |
| 65 歳以上 | 4,241 人 | 5,885 人 | 10,126 人 | 37.6% |
| 合計 | 12,608 人 | 14,296 人 | 26,904 人 | 100.0% |
| 割合 | 46.9% | 53.1% | 100.0% | |

老年化指数
445.9

資料：住民基本台帳（平成 29 年 4 月 1 日）

⑤ 世帯数の推移

御所市の世帯数の推移をみると、世帯数は横ばいにある一方で、1世帯当たり人員は減少傾向にあります。平成27年10月1日現在の世帯数は10,396世帯、1世帯当たり人員は2.51人となっています。



| | 昭和55年 | 昭和60年 | 平成2年 | 平成7年 | 平成12年 | 平成17年 | 平成22年 | 平成27年 |
|----------|----------|----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 世帯数 | 9,940 世帯 | 9,956 世帯 | 10,492 世帯 | 10,786 世帯 | 10,937 世帯 | 10,848 世帯 | 10,586 世帯 | 10,396 世帯 |
| 1世帯当たり人員 | 3.71 人 | 3.62 人 | 3.43 人 | 3.29 人 | 3.09 人 | 2.90 人 | 2.77 人 | 2.51 人 |

資料：国勢調査(各年10月1日現在)

2. 障がい者数の推移

① 障害者手帳所持者数の推移

身体障害者手帳所持者数は、平成 27 年以降年々減少しています。一方、療育手帳ならびに精神障害者保健福祉手帳所持者数は、平成 26 年以降年々増加しています。

〈障害者手帳所持者数の推移（手帳種別）〉

| | 平成 24 年 | 平成 25 年 | 平成 26 年 | 平成 27 年 | 平成 28 年 | 平成 29 年 |
|-------------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 身体障害者手帳 | 1,745 人 | 1,719 人 | 1,721 人 | 1,635 人 | 1,628 人 | 1,589 人 |
| 療育手帳 | 190 人 | 188 人 | 214 人 | 221 人 | 239 人 | 243 人 |
| 精神障害者保健福祉手帳 | 129 人 | 129 人 | 164 人 | 176 人 | 205 人 | 230 人 |
| 合計 | 2,064 人 | 2,036 人 | 2,099 人 | 2,032 人 | 2,072 人 | 2,062 人 |

資料：福祉課（平成 29 年 4 月 1 日現在）

② 身体障害者手帳所持者の状況

平成 29 年 4 月 1 日現在の身体障害者手帳所持者数は 1,589 人となっています。

等級別にみると、「4 級」が最も多く 470 人（29.6%）、次いで、「1 級」が 390 人（24.5%）、「3 級」が 294 人（18.5%）となっています。

障がい部位別にみると、「肢体不自由」が最も多く 868 人（54.6%）と半数以上を占めています。その次に多いのが「内部障がい」で、435 人（27.4%）となっています。

〈障がい部位別身体障害者手帳所持者数（等級別）〉

| | 視覚障がい | 聴覚、平衡障がい | 音声・言語咀嚼機能障がい | 肢体不自由 | 内部障がい | 計 | 割合 |
|-----|-------|----------|--------------|-------|-------|---------|--------|
| 1 級 | 42 人 | 4 人 | 0 人 | 119 人 | 225 人 | 390 人 | 24.5% |
| 2 級 | 36 人 | 29 人 | 2 人 | 146 人 | 10 人 | 223 人 | 14.0% |
| 3 級 | 12 人 | 27 人 | 6 人 | 170 人 | 79 人 | 294 人 | 18.5% |
| 4 級 | 5 人 | 33 人 | 7 人 | 305 人 | 120 人 | 470 人 | 29.6% |
| 5 級 | 12 人 | 4 人 | 0 人 | 84 人 | 0 人 | 100 人 | 6.3% |
| 6 級 | 13 人 | 54 人 | 0 人 | 44 人 | 1 人 | 112 人 | 7.0% |
| 合計 | 120 人 | 151 人 | 15 人 | 868 人 | 435 人 | 1,589 人 | 100.0% |
| 割合 | 7.6% | 9.5% | 0.9% | 54.6% | 27.4% | 100.0% | |

資料：福祉課（平成 29 年 4 月 1 日現在）

③ 療育手帳所持者の状況

平成 29 年 4 月 1 日現在の療育手帳所持者数は 243 人となっています。

等級別にみると、「A 1 判定(最重度)」が 42 人(17.3%)、「A 2 判定(重度)」が 68 人(28.0%)、「B 1 判定(中度)」が 69 人(28.4%)、「B 2 判定(軽度)」が 64 人(26.3%)となっています。

〈等級別療育手帳所持者数〉

| | A1判定 (最重度) | A2判定 (重度) | B1判定 (中度) | B2判定 (軽度) | 合計 |
|---------|---------------|--------------|--------------|--------------|--------|
| 所持者数(人) | 42 人 | 68 人 | 69 人 | 64 人 | 243 人 |
| 構成比(%) | 17.3% | 28.0% | 28.4% | 26.3% | 100.0% |

資料:福祉課(平成 29 年 4 月 1 日現在)

④ 精神障害者保健福祉手帳所持者の状況

平成 29 年 4 月 1 日現在の精神障害者保健福祉手帳所持者数は 230 人となっています。

等級別にみると、「1 級」が 41 人(17.8%)で、「2 級」が 143 人(62.2%)、「3 級」が 46 人(20.0%)となっています。

〈等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数〉

| | 1 級 | 2 級 | 3 級 | 合計 |
|---------|-------|-------|-------|--------|
| 所持者数(人) | 41 人 | 143 人 | 46 人 | 230 人 |
| 構成比(%) | 17.8% | 62.2% | 20.0% | 100.0% |

資料:福祉課(平成 29 年 4 月 1 日現在)

⑤ 難病患者の状況

平成 28 年 3 月 31 日現在の特定疾患治療研究事業の対象者は 283 人となっています。

〈難病法に基づく医療費助成制度の承認疾患（上位 10 疾患）〉

| 平成 28 年 3 月 31 日 | | | 参考:平成 23 年 10 月 1 日 | | |
|------------------|------------------------|------|---------------------|--------------------|------|
| 順位 | 疾患名 | 承認人数 | 順位 | 疾患名 | 承認人数 |
| 1 | 潰瘍性大腸炎 | 39 人 | 1 | 潰瘍性大腸炎 | 32 人 |
| 2 | パーキンソン病 | 31 人 | 2 | パーキンソン病関連疾患 | 28 人 |
| 3 | 全身性エリテマトーデス | 18 人 | 3 | 全身性エリテマトーデス | 23 人 |
| 4 | 後縦靭帯骨化症 | 14 人 | 4 | 強皮症／皮膚筋炎及び多発性筋炎 | 14 人 |
| 5 | クローン病 | 12 人 | 5 | 特発性拡張型拡張型(うっ血型)心筋症 | 12 人 |
| 6 | 特発性拡張型心筋症 | 11 人 | 6 | 間脳下垂体機能障がい | 11 人 |
| 7 | 皮膚筋炎／多発性筋炎 | 10 人 | 7 | クローン病 | 10 人 |
| | 下垂体前葉機能低下症 | 10 人 | | 後縦靭帯骨化症 | 10 人 |
| 8 | 特発性大腿骨頭壊死症 | 8 人 | 8 | 特発性大腿骨頭壊死症 | 8 人 |
| 9 | 多発性硬化症／視神経脊髄炎 | 7 人 | 9 | ビュルガー病(バージャー病) | 7 人 |
| | 脊髄小脳変性症 (多系統萎縮症を除く) | 7 人 | | 網膜色素変性症 | 7 人 |
| | 全身性強皮症 | 7 人 | 10 | 特発性血小板減少性紫斑病 | 5 人 |
| | 特発性血小板減少性紫斑病 | 7 人 | | 脊髄小脳変性症 | 5 人 |
| | 網膜色素変性症 | 7 人 | | 多系統萎縮症 | 5 人 |
| | 原発性胆汁性肝硬変 | 7 人 | | 原発性胆汁性肝硬変 | 5 人 |
| 10 | 大脳皮質基底核変性症 | 6 人 | | | |
| | 顕微鏡的多発血管炎 | 6 人 | | | |

資料:奈良県中和保健所(平成 28 年 3 月 31 日現在)

3. 就園・就学の状況

① 保育所・幼稚園における障がい児数の推移

平成 29 年 4 月 1 日現在の保育所・幼稚園在籍児童数は 529 人で、そのうち障がい児は 15 人となっています。障がい児の在籍数は平成 27 年まで減少していましたが、その後は増加しています。

〈保育所・幼稚園における障がい児数の推移〉

| | 平成25年度 | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 |
|---------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 在籍児童数 | 570 人 | 534 人 | 509 人 | 498 人 | 529 人 |
| 公立 | 308 人 | 277 人 | 248 人 | 246 人 | 287 人 |
| 私立 | 262 人 | 257 人 | 261 人 | 252 人 | 242 人 |
| うち障がい児数 | 12 人 | 6 人 | 3 人 | 9 人 | 15 人 |
| 公立 | 8 人 | 5 人 | 3 人 | 6 人 | 8 人 |
| 私立 | 4 人 | 1 人 | 0 人 | 3 人 | 7 人 |

資料: 児童課(各年 4 月 1 日現在)

② 特別支援学級*、特別支援学校*における障がい児数の推移

御所市周辺には、障がい児が学ぶ場として、県立大淀養護学校、明日香養護学校、盲学校、ろう学校が立地しているほか、御所市内の各小・中学校でも特別支援教育に取り組んでいます。平成 29 年 5 月 1 日現在の特別支援学級の障がい児の在籍数は、小学校で 37 人、中学校で 5 人となっており、特別支援学校については、小学部で 5 人、中学部で 9 人となっています。

〈特別支援学級、特別支援学校における障がい児数の推移〉

| | 平成25年度 | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 |
|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 特別支援学級 | 40 人 | 43 人 | 45 人 | 43 人 | 42 人 |
| 小学校 | 28 人 | 31 人 | 34 人 | 36 人 | 37 人 |
| 中学校 | 12 人 | 12 人 | 11 人 | 7 人 | 5 人 |
| 特別支援学校 | 11 人 | 11 人 | 14 人 | 13 人 | 14 人 |
| 小学部 | 7 人 | 6 人 | 6 人 | 6 人 | 5 人 |
| 中学部 | 4 人 | 5 人 | 8 人 | 7 人 | 9 人 |

資料: 教育委員会(各年 5 月 1 日現在)

〈特別支援教育の状況〉

| 学校名 | 人数 | 学級 | 教員数 |
|------------------|-----|------|-----|
| 御所小学校 | 7人 | 3クラス | 3人 |
| 掖上小学校 | 7人 | 3クラス | 3人 |
| 秋津小学校 | 4人 | 2クラス | 2人 |
| 葛小学校 | 2人 | 1クラス | 1人 |
| 葛城小学校 | 1人 | 1クラス | 1人 |
| 名柄小学校 | 3人 | 2クラス | 2人 |
| 大正小学校 | 13人 | 3クラス | 3人 |
| 御所中学校 | 2人 | 1クラス | 1人 |
| 葛中学校 | 1人 | 1クラス | 1人 |
| 葛上中学校 | 1人 | 1クラス | 1人 |
| 大正中学校 | 1人 | 1クラス | 1人 |
| 大淀養護学校(大淀町)小学部 | 2人 | - | - |
| 大淀養護学校(大淀町)中学部 | 8人 | - | - |
| 明日香養護学校(明日香村)小学部 | 1人 | - | - |
| 明日香養護学校(明日香村)中学部 | 1人 | - | - |
| 盲学校(大和郡山市)中学部 | 0人 | - | - |
| ろう学校(大和郡山市)小学部 | 2人 | - | - |
| ろう学校(大和郡山市)中学部 | 0人 | - | - |

資料:教育委員会(平成29年5月1日現在)

第2節 アンケート調査結果からみる市民の状況

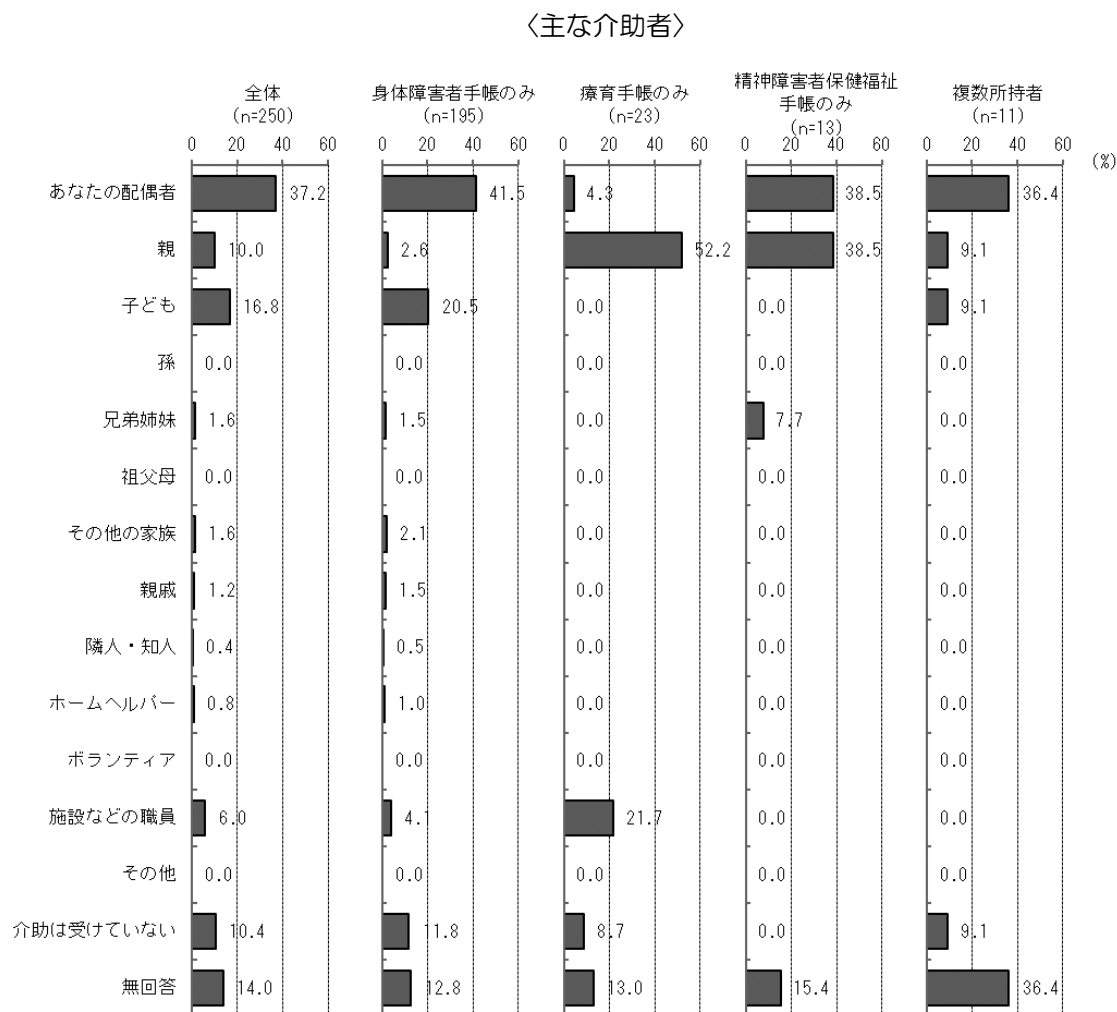
本計画の策定にあたり、障害者手帳所有者を対象に生活状況やニーズなどを把握するアンケート調査を実施しました。

| | |
|------|---------------------------------|
| 調査対象 | 御所市在住の障害者手帳所持者 500 人 |
| 調査方法 | 郵送配布、郵送回収 |
| 調査期間 | 平成 29 年 8 月 10 日(木)～8 月 31 日(木) |
| 回収結果 | 有効回答数:250 件、有効回収率:50.0% |

1. 日常生活について

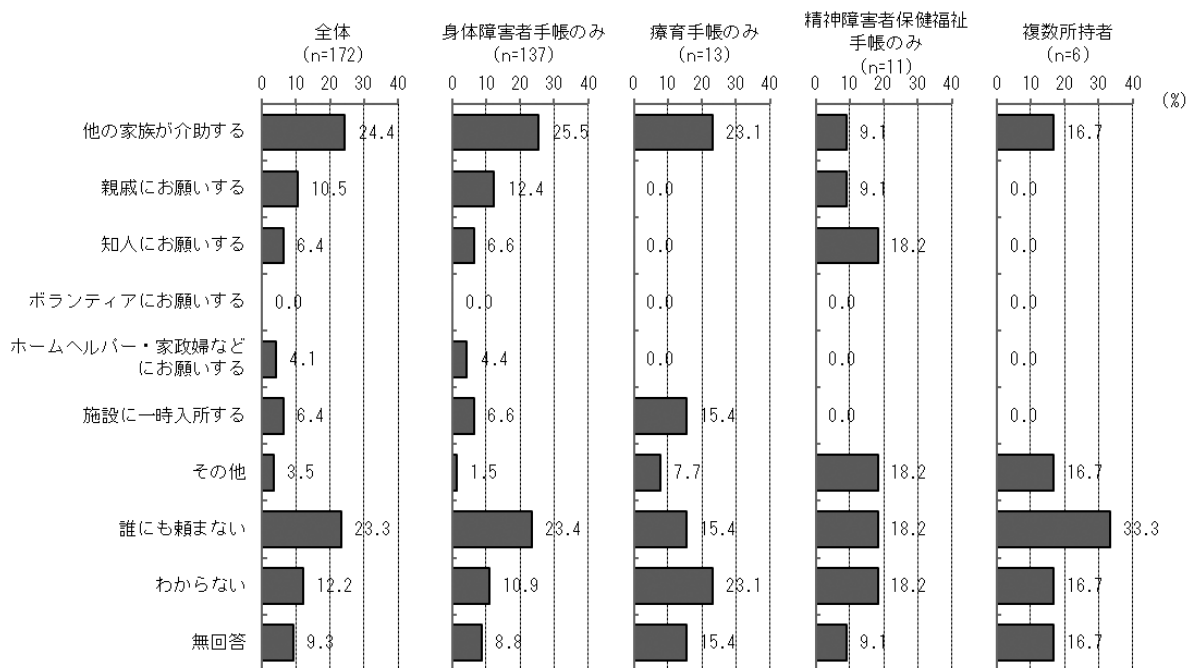
① 主な介助者

主な介助者については、身体障害者手帳のみ、複数所持者では「あなたの配偶者」の割合が最も高く、療育手帳のみでは「親」、精神障害者保健福祉手帳のみでは「あなたの配偶者」と「親」の割合が最も高くなっています。



介助者が不在の場合の対応については、身体障害者手帳のみでは、「他の家族が介助する」の割合が最も高くなっています。療育手帳のみでは「他の家族が介助する」と「わからない」、精神障害者保健福祉手帳のみでは「知人をお願いする」、「その他」、「誰にも頼まない」、「わからない」の割合が最も高くなっています。複数所持者については、「誰にも頼まない」の割合が最も高くなっています。

〈介助者が不在の場合の対応〉

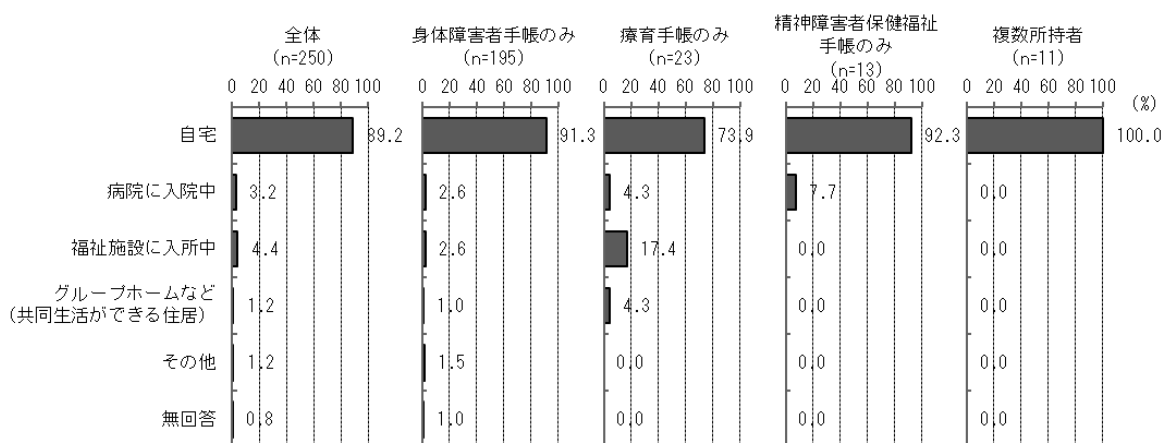


注：回答は介助を受けている人のみ

② 現在の住まい

現在の住まいについては、どの種別においても「自宅」の割合が最も高くなっています。

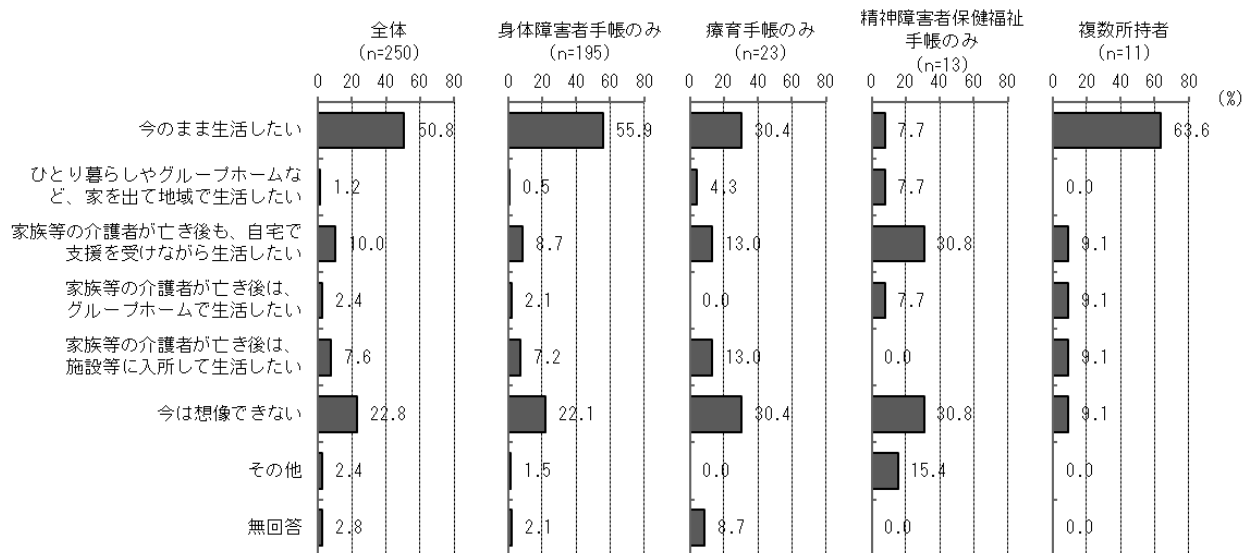
〈現在の住まい〉



③ 希望する将来の生活、希望する生活のために必要なこと

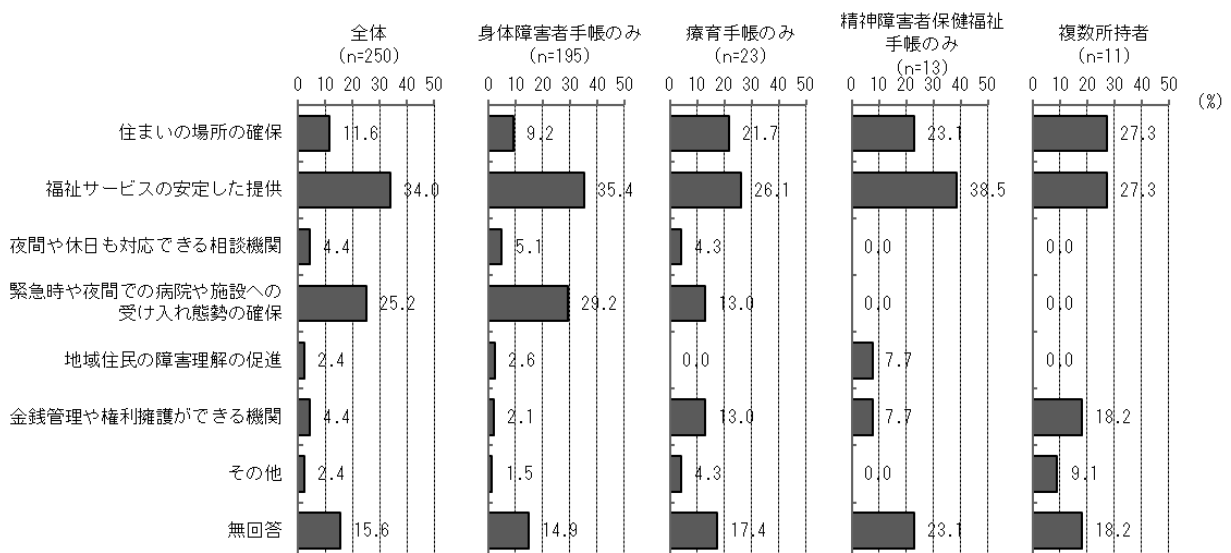
希望する将来の生活については、身体障害者手帳のみ、複数所持者では「今のまま生活したい」の割合が最も高く、療育手帳のみでは「今のまま生活したい」と「今は想像できない」の割合が最も高くなっています。精神障害者保健福祉手帳のみについては「家族等の介護者が亡き後も、自宅で支援を受けながら生活したい」と「今は想像できない」の割合が最も高くなっています。

〈希望する将来の生活〉



グループホーム生活やひとり暮らしを行うときに必要なことについては、身体障害者手帳のみ、療育手帳のみ、精神障害者保健福祉手帳のみでは「福祉サービスの安定した提供」の割合が最も高く、複数所持者では「住まいの場所の確保」と「福祉サービスの安定した提供」の割合が最も高くなっています。

〈グループホーム生活やひとり暮らしを行うときに必要なこと〉

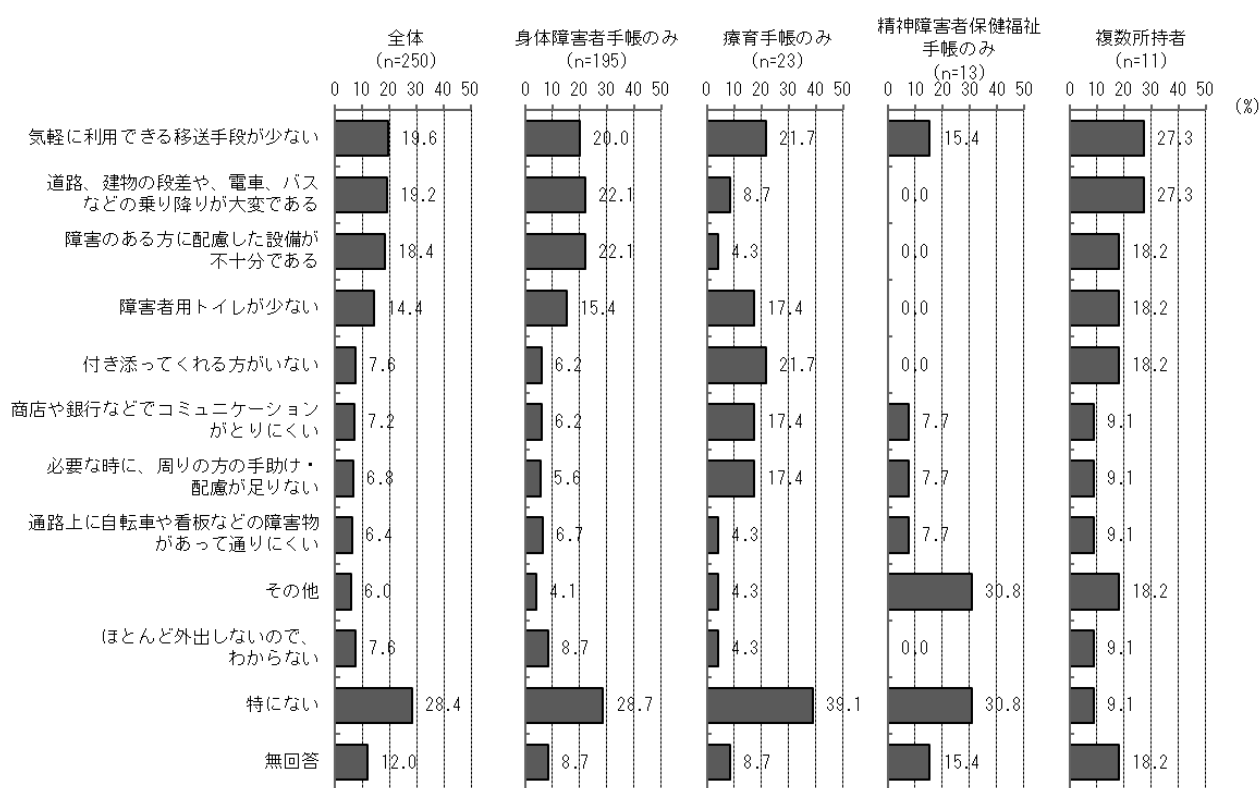


④ 外出の際に御所市内で困ること

外出の際に御所市内で困ることについては、身体障害者手帳のみ、療育手帳のみでは「特にない」の割合が最も高く、精神障害者保健福祉手帳のみでは「その他」と「特にない」の割合が最も高くなっています。複数所持者については「気軽に利用できる移送手段が少ない」と「道路、建物の段差や、電車、バスなどの乗り降りが大変である」の割合が最も高くなっています。

「特にない」の割合が最も高かった種別で、外出の際困ることについて具体的にみると、身体障害者手帳のみでは「道路、建物の段差や、電車、バスなどの乗り降りが大変である」と「障害のある方に配慮した設備が不十分である」、療育手帳のみでは「気軽に利用できる移送手段が少ない」と「付き添ってくれる方がいない」、精神障害者保健福祉手帳のみでは「気軽に利用できる移送手段が少ない」の割合が最も高くなっています。

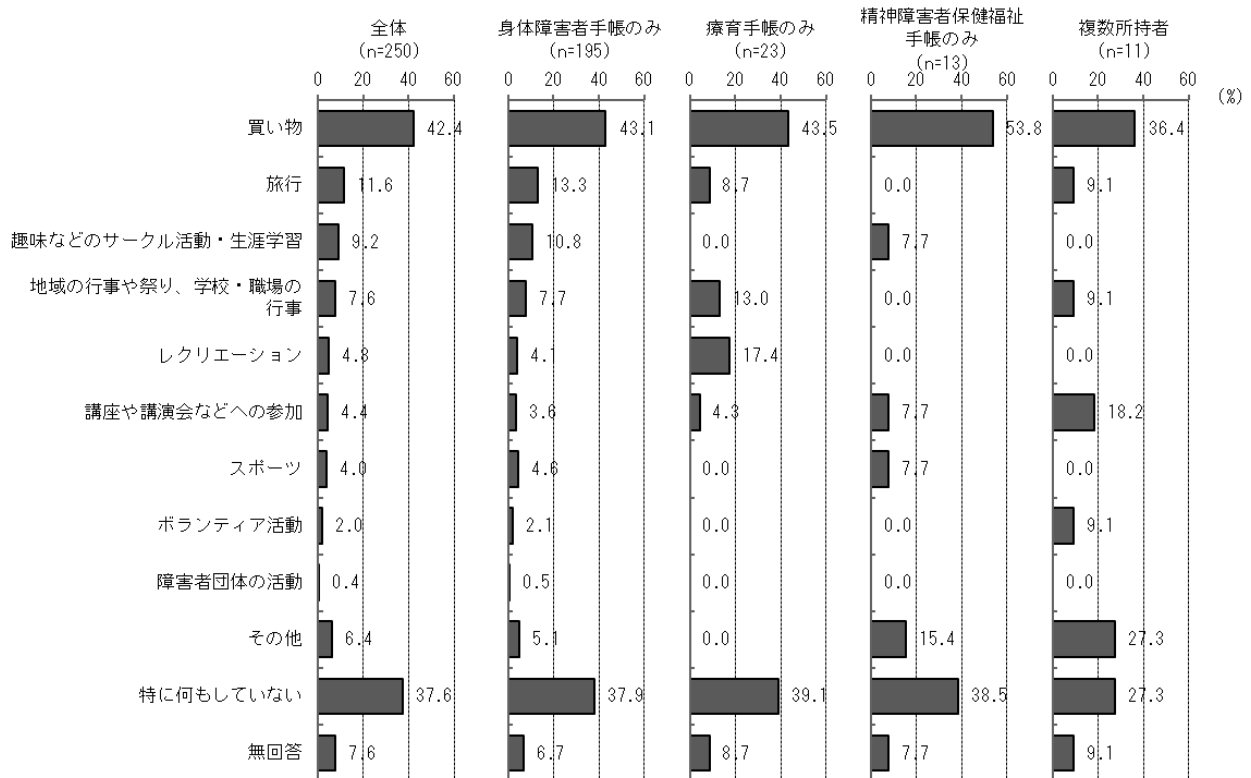
〈外出の際に御所市内で困ること（複数回答）〉



⑤ 最近行った活動、今後してみたい活動

最近行った活動については、どの種別でも「買い物」の割合が最も高くなっています。

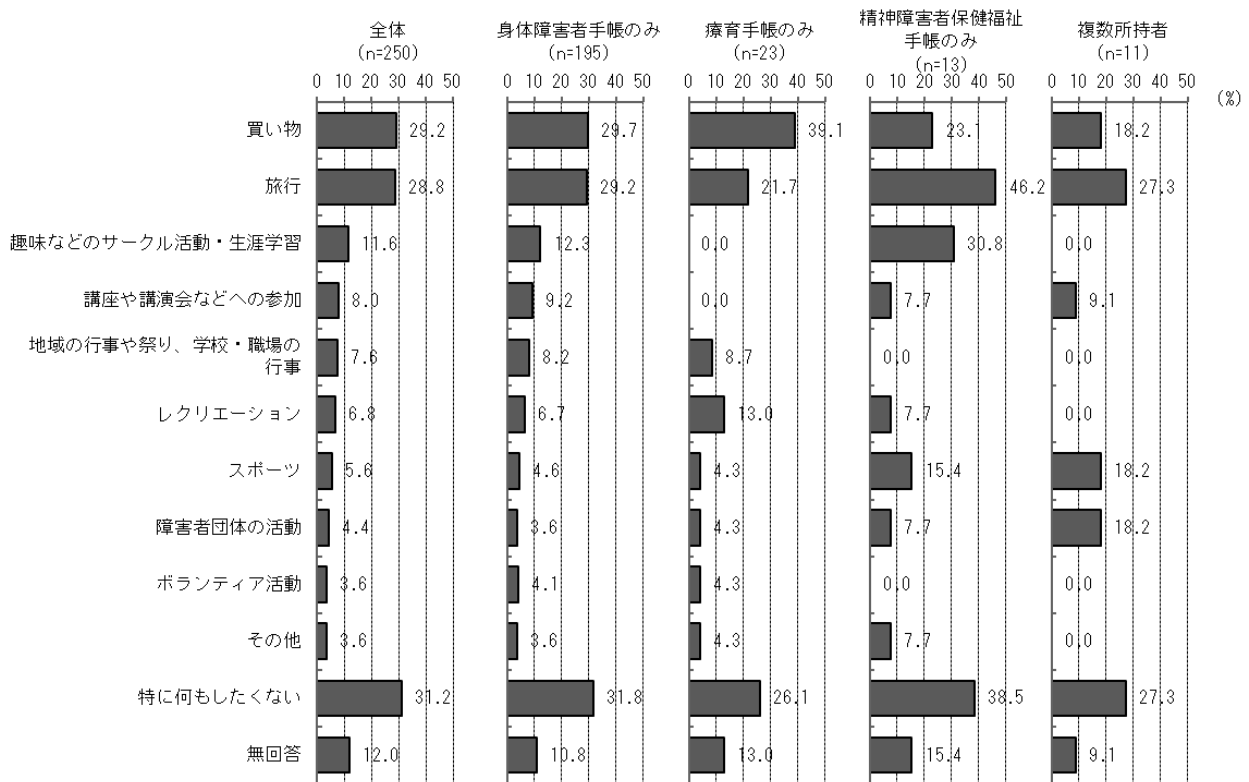
〈最近行った活動（複数回答）〉



今後してみたい活動については、身体障害者手帳のみでは「特に何もしたくない」の割合が最も高くなっています。療育手帳のみでは「買い物」、精神障害者保健福祉手帳のみ、複数所持者では「旅行」と「特に何もしたくない」の割合が最も高くなっています。

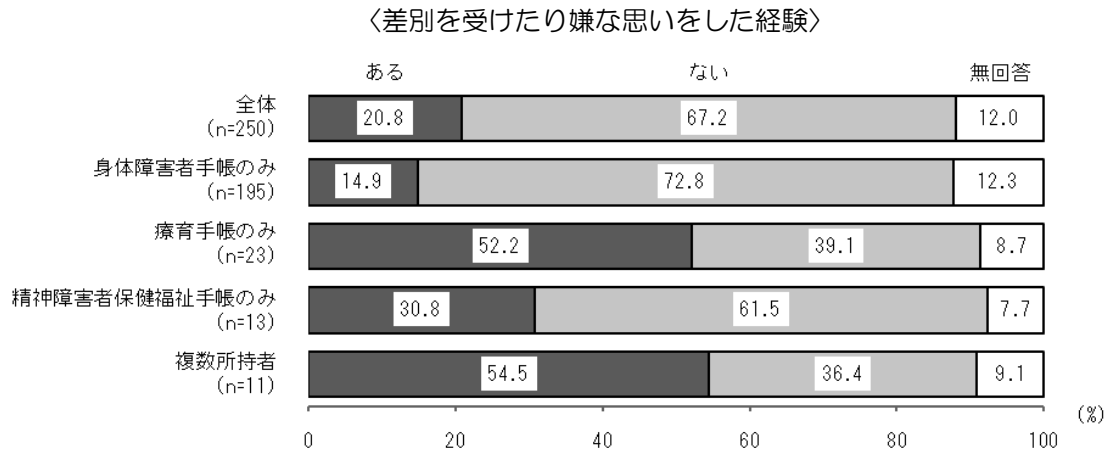
「特に何もしたくない」の割合が最も高かった身体障害者手帳のみで、今後してみたい活動について具体的にみると、「買い物」の割合が最も高くなっています。

〈今後してみたい活動（複数回答）〉

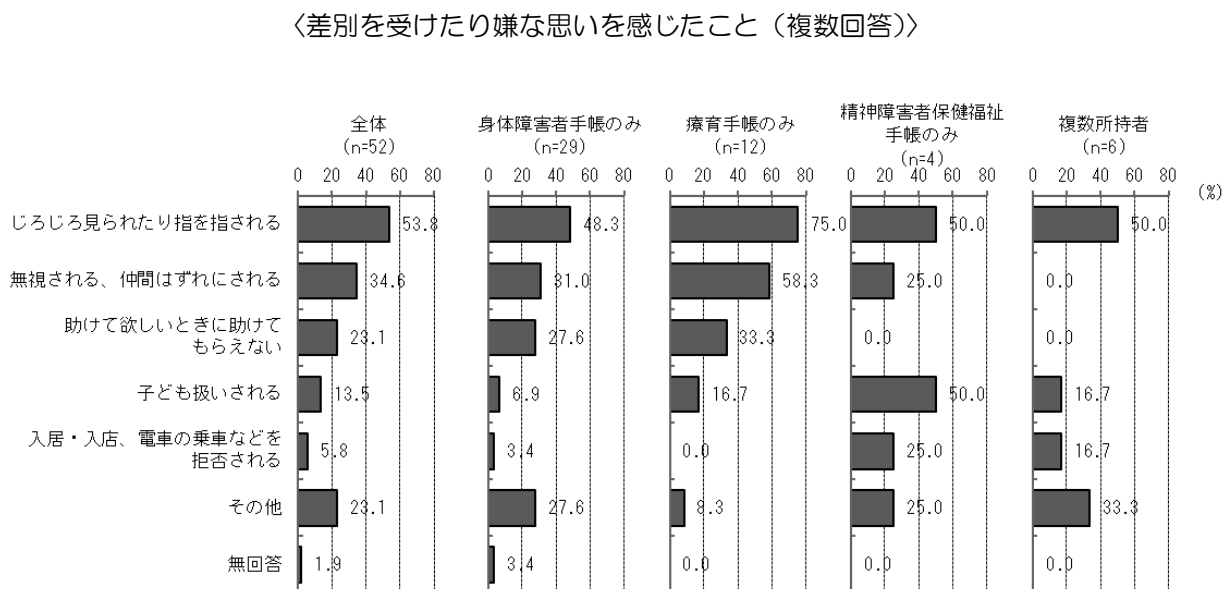


⑥ 差別を受けたり嫌な思いをした経験

差別を受けたり嫌な思いをした経験については、身体障害者手帳のみ、精神障害者保健福祉手帳のみでは「ない」の割合の方が高く、療育手帳のみ、複数所持者では「ある」の割合の方が高くなっています。



差別や嫌な思いを感じたことについては、身体障害者手帳のみ、療育手帳のみ、複数所持者では「じろじろ見られたり指を指される」の割合が最も高く、精神障害者保健福祉手帳のみでは「じろじろ見られたり指を指される」と「子ども扱いされる」の割合が最も高くなっています。



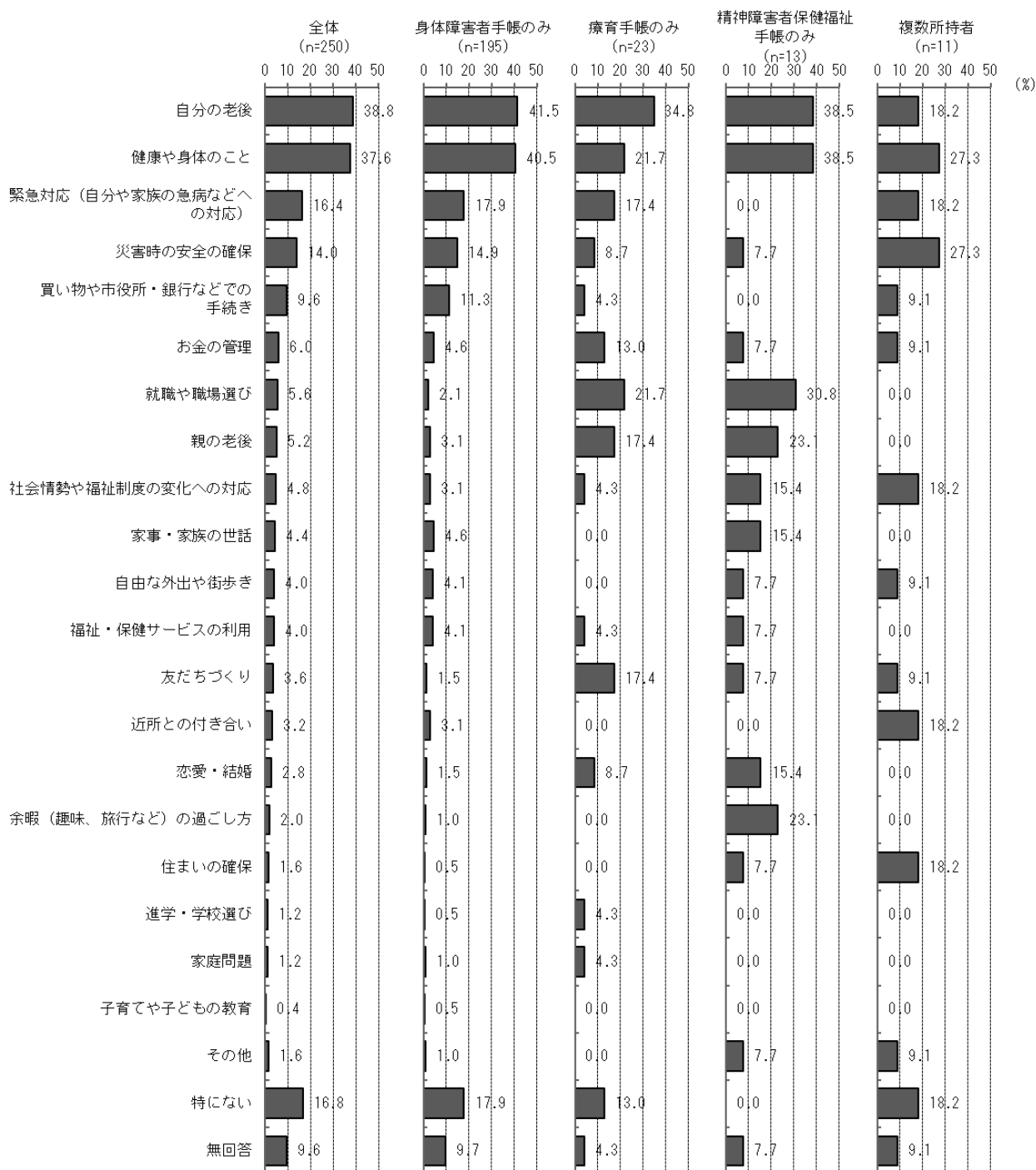
注：回答は差別を受けたり嫌な思いをした経験がある人のみ

2. 相談について

① 困っていることや不安に思うこと

困っていることや不安に思うことについては、身体障害者手帳のみ、療育手帳のみでは「自分の老後」の割合が最も高く、精神障害者保健福祉手帳のみでは「自分の老後」と「健康や身体のこと」の割合が最も高くなっています。複数所持者については「健康や身体のこと」と「災害時の安全の確保」の割合が最も高くなっています。

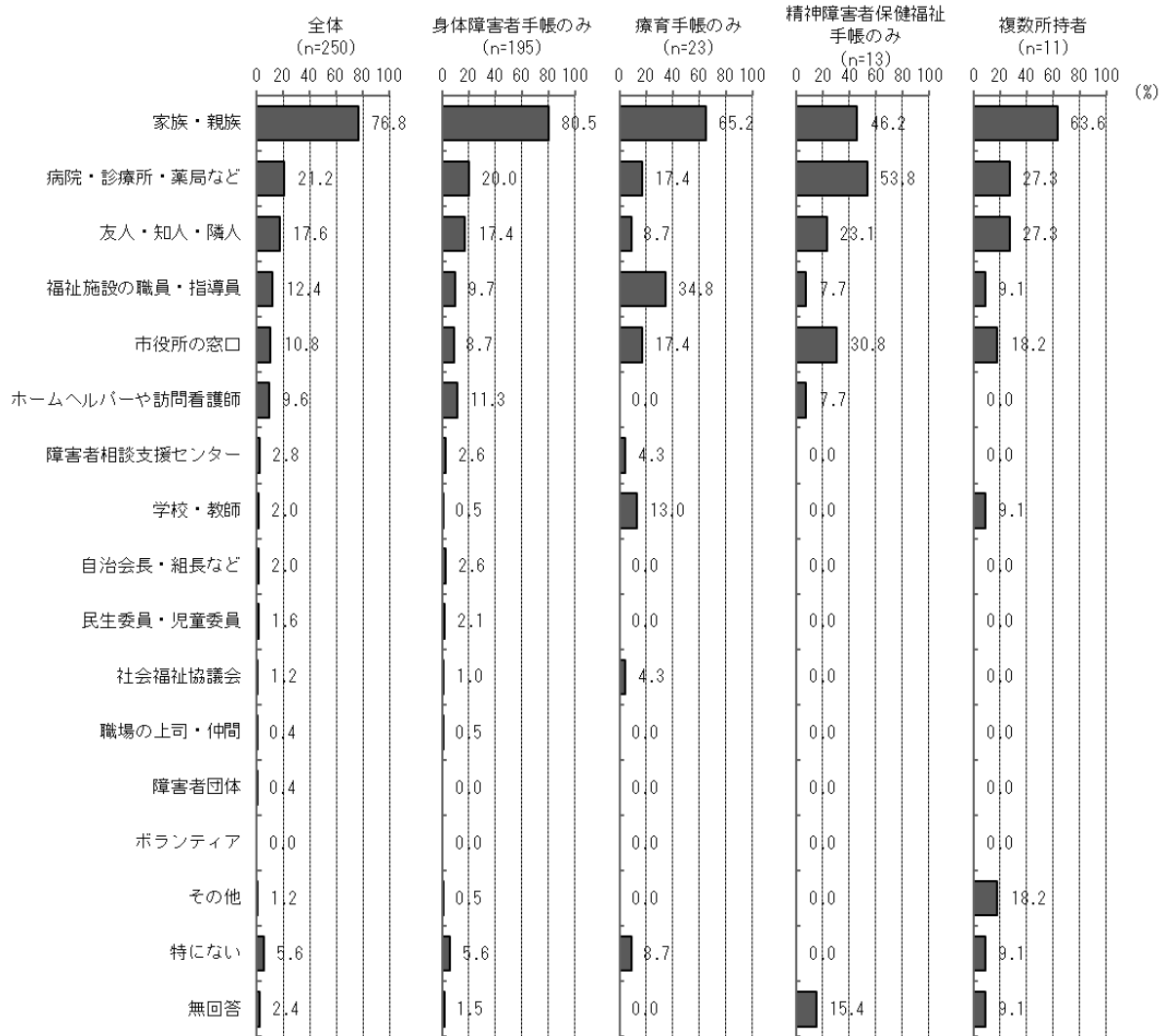
〈困っていることや不安に思うこと（複数回答）〉



② 困ったときの相談先

困ったときの相談先については、身体障害者手帳のみ、療育手帳のみ、複数所持者では「家族・親族」の割合が最も高く、精神障害者保健福祉手帳のみでは「病院・診療所・薬局など」の割合が最も高くなっています。

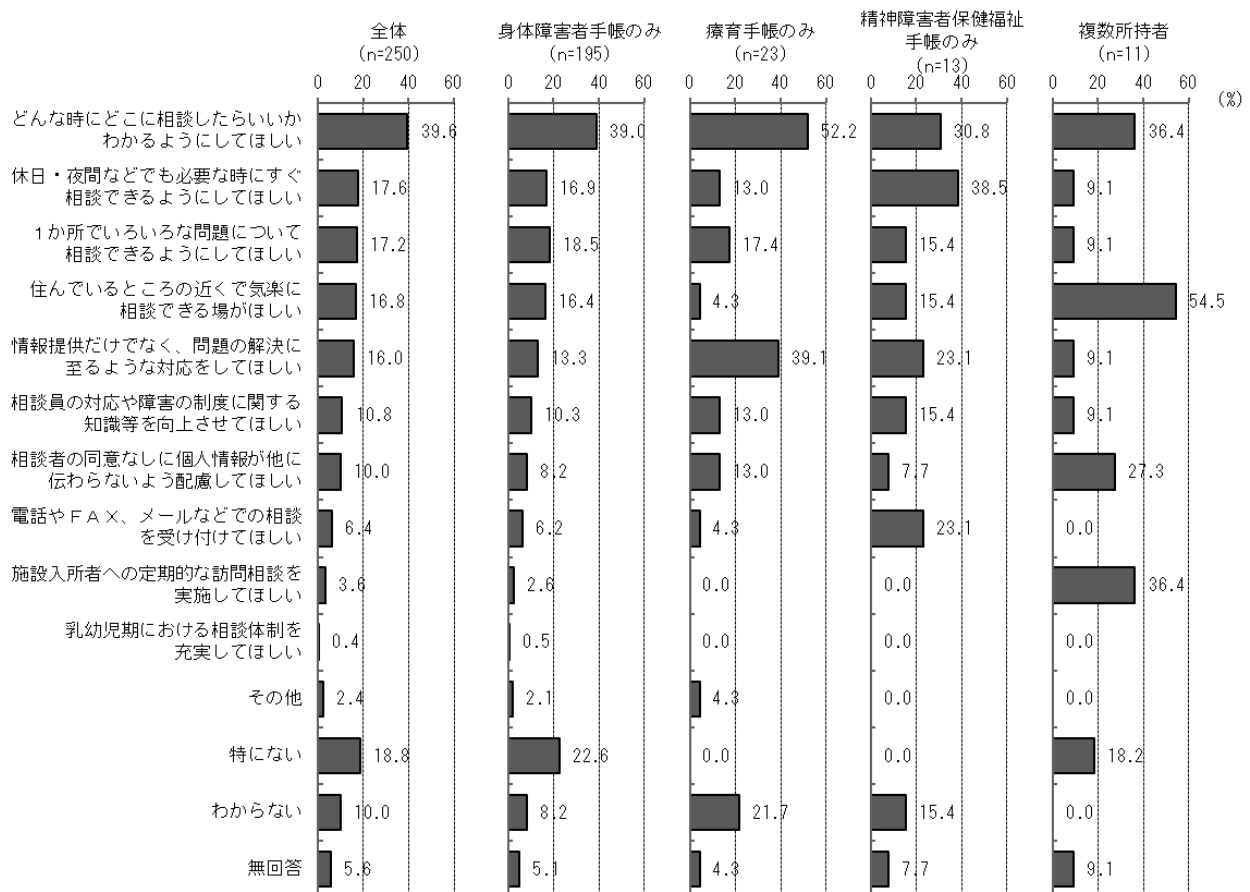
〈困ったときの相談先（複数回答）〉



③ 相談体制に望むこと

相談体制に望むことについては、身体障害者手帳のみ、療育手帳のみでは「どんな時にどこに相談したらいいかわかるようにしてほしい」の割合が最も高く、精神障害者保健福祉手帳のみでは「休日・夜間などでも必要な時にすぐ相談できるようにしてほしい」の割合が最も高くなっています。複数所持者については「住んでいるところの近くで気楽に相談できる場がほしい」の割合が最も高くなっています。

〈相談体制に望むこと（複数回答）〉

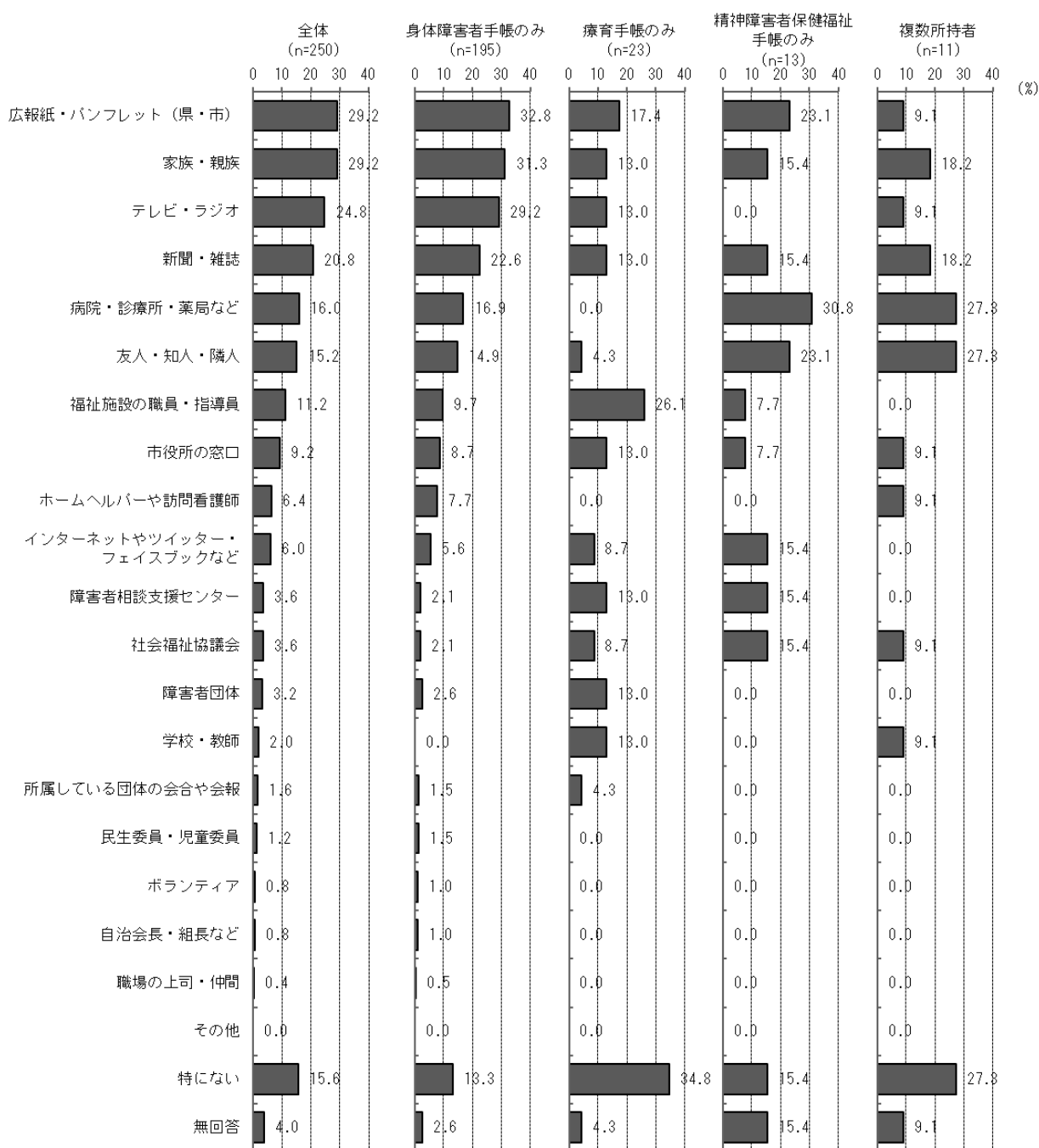


3. 情報について

① 福祉サービスに関する情報の入手先

福祉サービスに関する情報の入手先については、身体障害者手帳のみでは「広報紙・パンフレット（県・市）」の割合が最も高くなっています。療育手帳のみでは「特にない」の割合が最も高く、そのほかでは「福祉施設の職員・指導員」の割合が最も高くなっています。精神障害者保健福祉手帳のみについては「病院・診療所・薬局など」、複数所持者では「病院・診療所・薬局など」と「友人・知人・隣人」と「特にない」の割合が最も高くなっています。

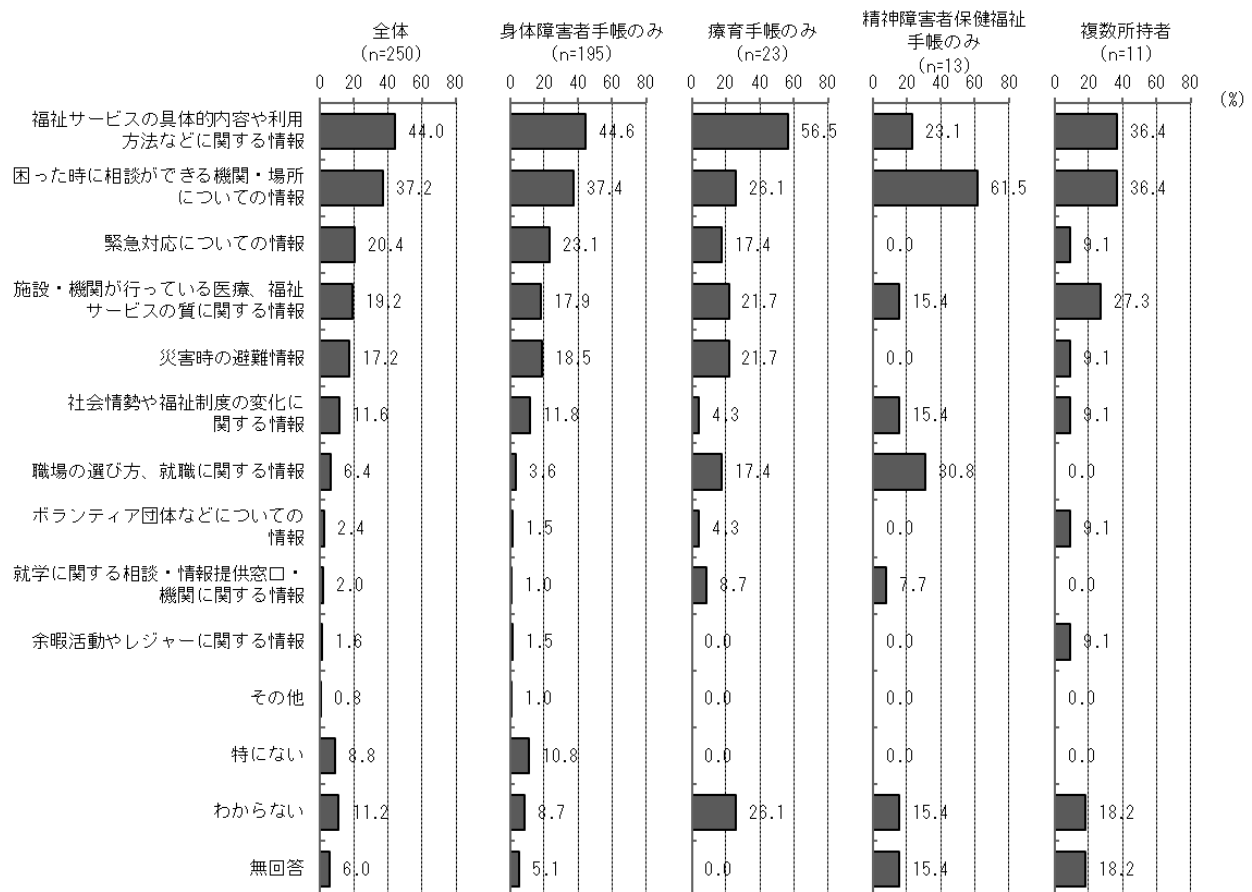
〈福祉サービスに関する情報の入手先（複数回答）〉



② 充実してほしい情報

充実してほしい情報については、身体障害者手帳のみ、療育手帳のみでは「福祉サービスの具体的内容や利用方法などに関する情報」の割合が最も高く、精神障害者保健福祉手帳のみでは「困った時に相談ができる機関・場所についての情報」の割合が最も高くなっています。複数所持者については「福祉サービスの具体的内容や利用方法などに関する情報」と「困った時に相談ができる機関・場所についての情報」の割合が最も高くなっています。

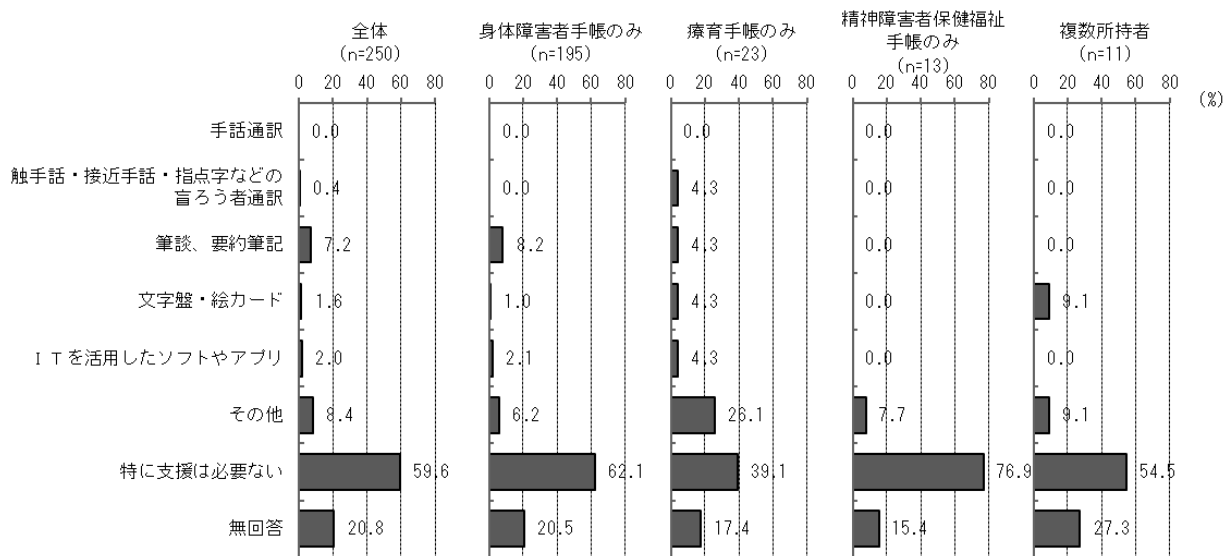
〈充実してほしい情報（複数回答）〉



③ 意思を伝えたり、情報を得たりするときに必要な支援

意思を伝えたり、情報を得たりするときに必要な支援については、どの種別でも「特に支援は必要ない」の割合が最も高くなっていますが、身体障害者手帳での「筆談、要約筆記」、複数所持者での「文字盤・絵カード」の割合は1割程度あります。

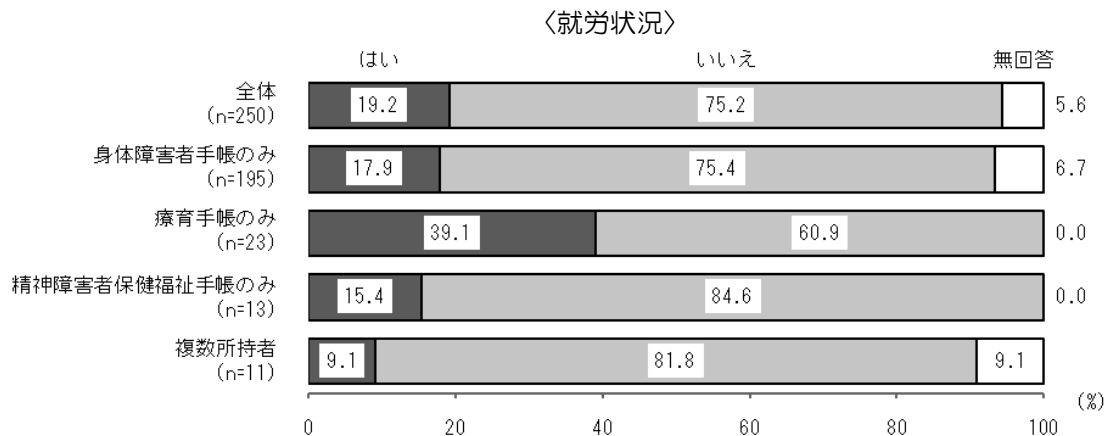
〈意思を伝えたり、情報を得たりするときに必要な支援〉



4. 就労について

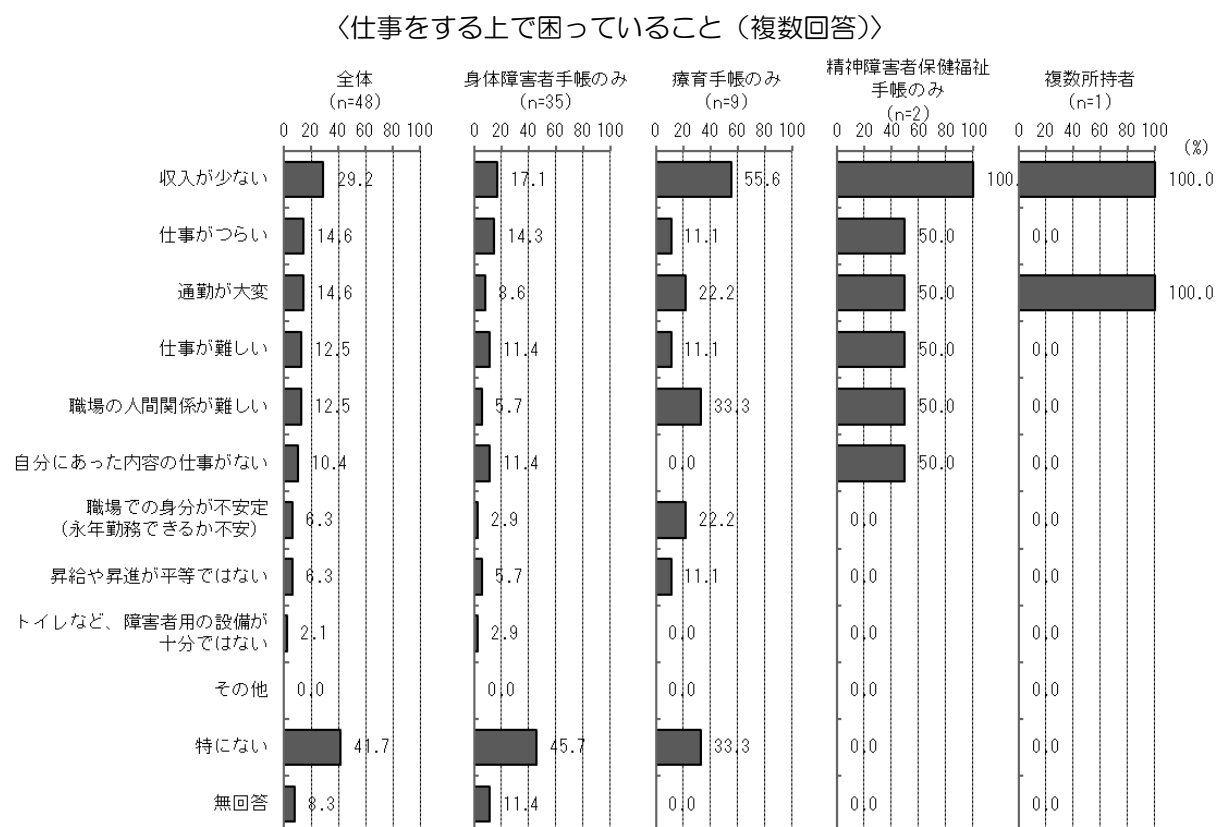
① 就労状況

就労状況については、どの種別でも「働いていない(いいえ)」の割合の方が高くなっています。種別ごとに「働いている(はい)」の割合を比べると、療育手帳のみでの割合が最も高く、約4割になっています。



② 仕事をする上で困っていること

仕事をする上で困っていることについては、身体障害者手帳のみでは「特にない」の割合が最も高く、そのほかでは「収入が少ない」の割合が高くなっています。回答者が少ないですが、療育手帳のみ、精神障害者保健福祉手帳のみでは「収入が少ない」の割合が最も高くなっています。複数手帳所持者については回答者が1人で、「収入が少ない」、「通勤が大変」と回答しています。

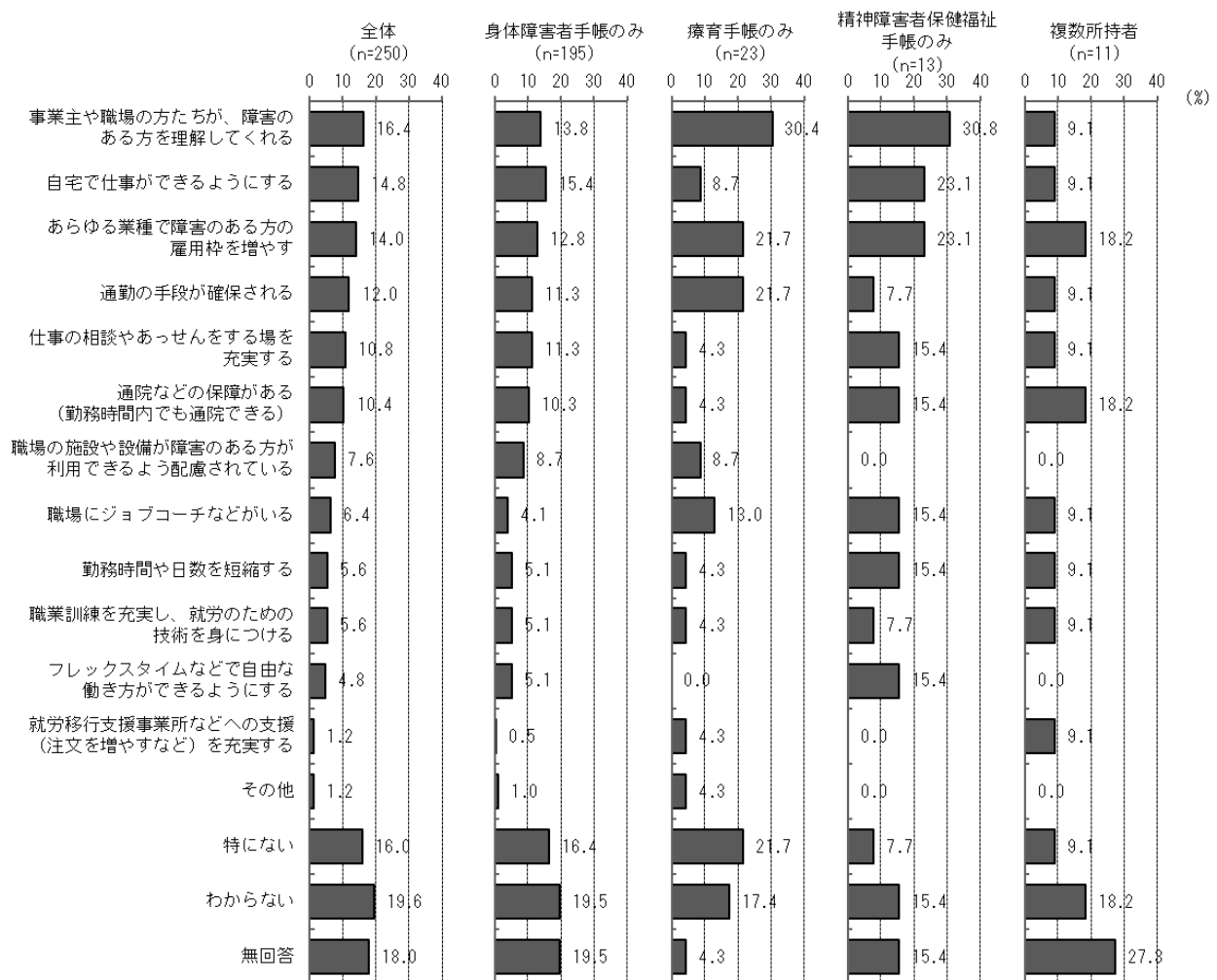


注：回答は仕事をしている人のみ

③ 働きやすくなるために必要なこと

働きやすくなるために必要なことについては、身体障害者手帳のみでは「わからない」の割合が最も高く、次いで「特にない」の割合が高くなっています。そのほかでは「自宅で仕事ができるようにする」の割合が最も高くなっています。療育手帳のみ、精神障害者保健福祉手帳のみでは「事業主や職場の方たちが、障害のある方を理解してくれる」の割合が最も高くなっています。複数所持者については「あらゆる業種で障害のある方の雇用枠を増やす」、「通院などの保障がある（勤務時間内でも通院できる）」、「わからない」の割合が最も高くなっています。

〈働きやすくなるために必要なこと（複数回答）〉

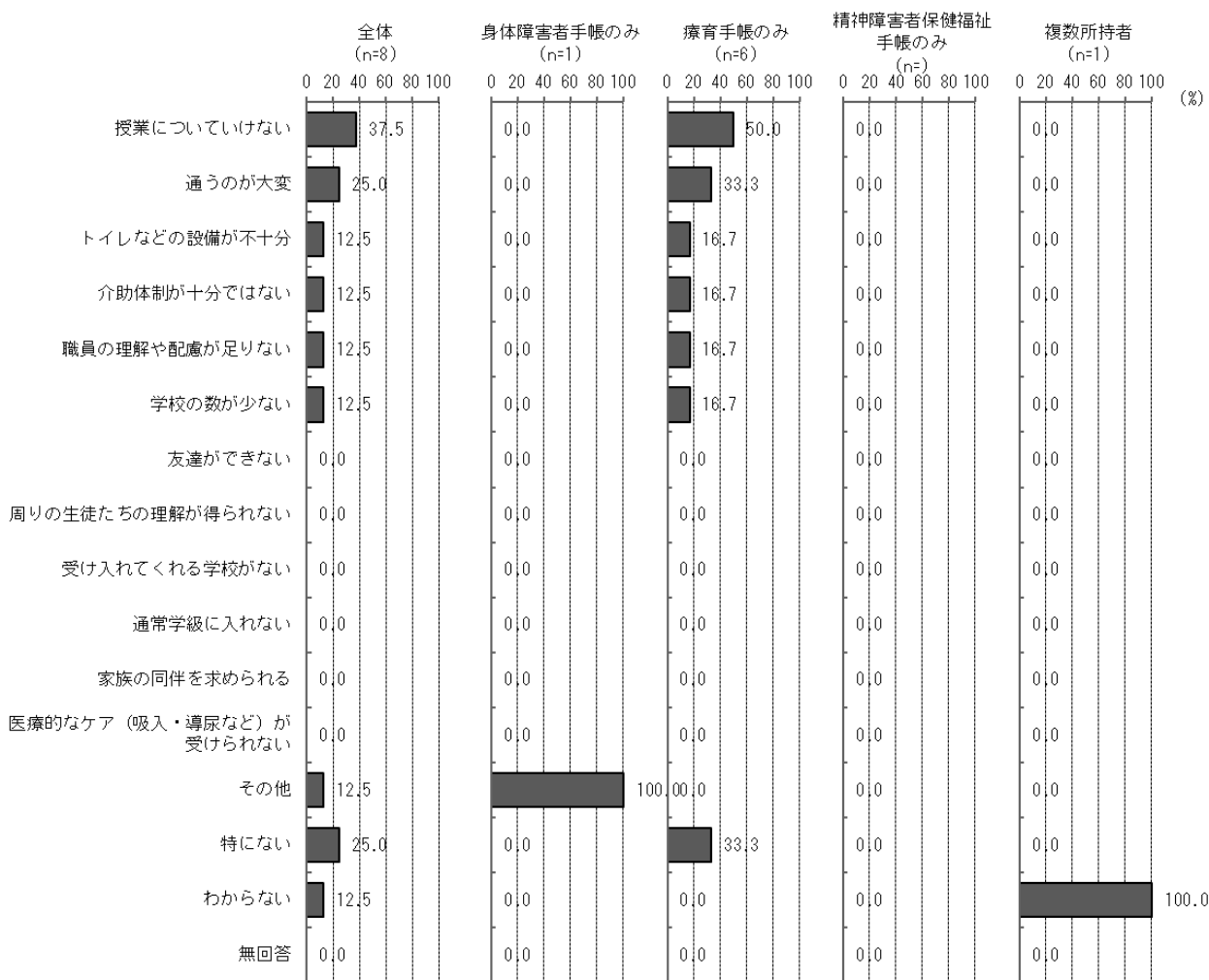


5. 就園・就学について

① 就園・就学する上で困っていること

就園・就学する上で困っていることについて全体でみると、回答者が少ないですが、「授業についていけない」の割合が最も高く、次いで「通うのが大変」と「特にない」の割合が高くなっています。

〈就園・就学する上で困っていること（複数回答）〉

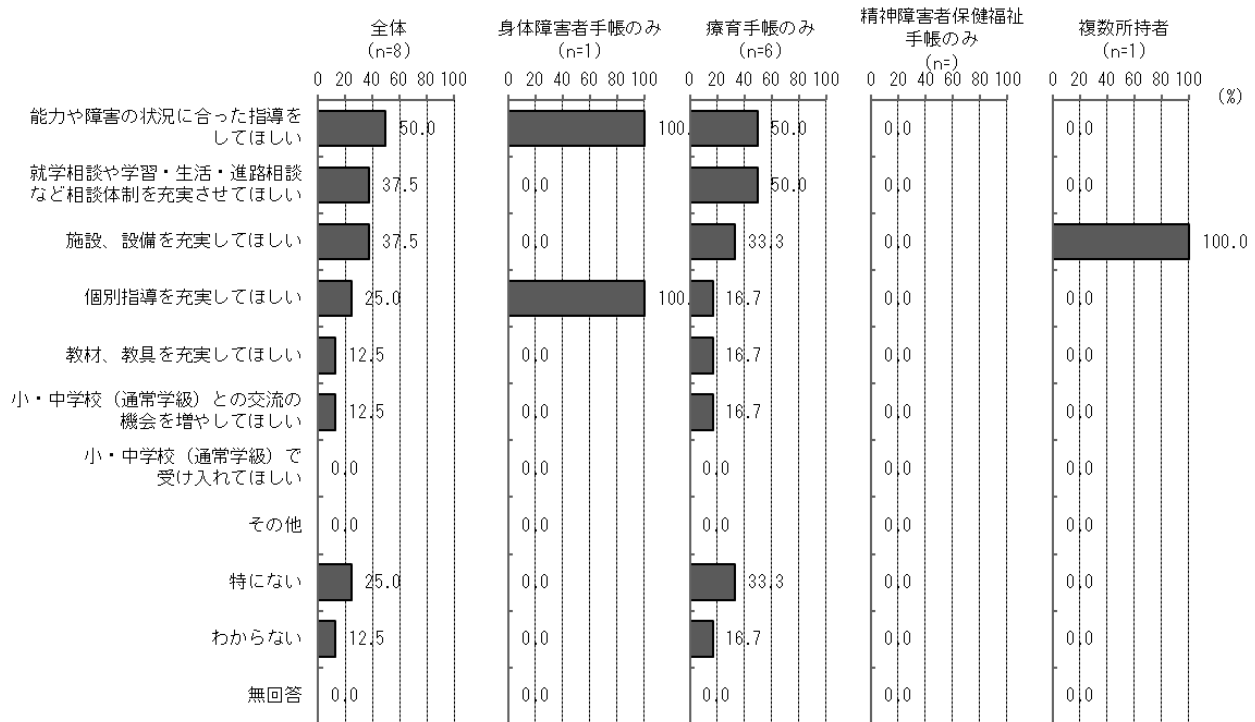


注：回答は就園・就学している人のみ

② 学校教育に望むこと

学校教育に望むことについて全体でみると、回答者が少ないですが、「能力や障害の状況に合った指導をしてほしい」の割合が最も高く、次いで「就学相談や学習・生活・進路相談など相談体制を充実させてほしい」と「施設、設備を充実してほしい」の割合が高くなっています。

〈学校教育に望むこと（複数回答）〉

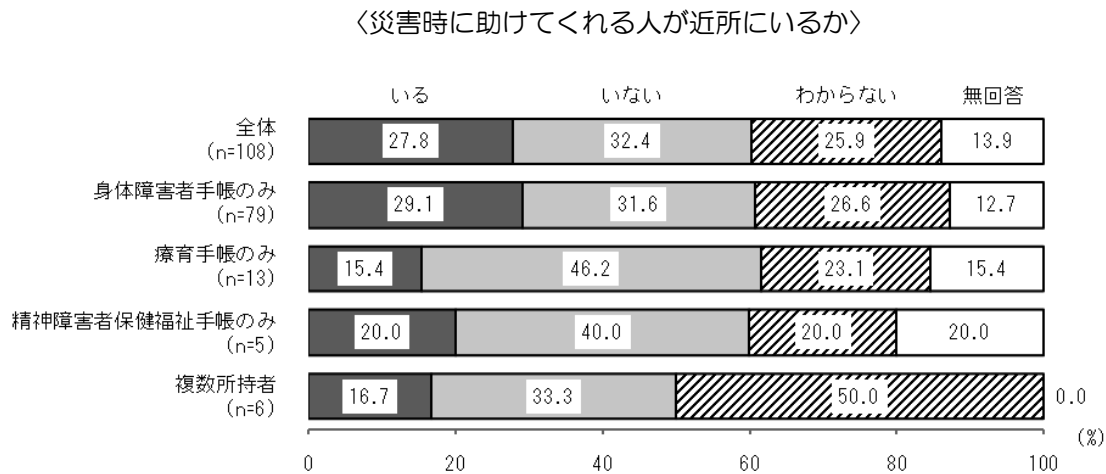


注：回答は就園・就学している人のみ

6. 災害時の支援について

① 災害時に助けてくれる人

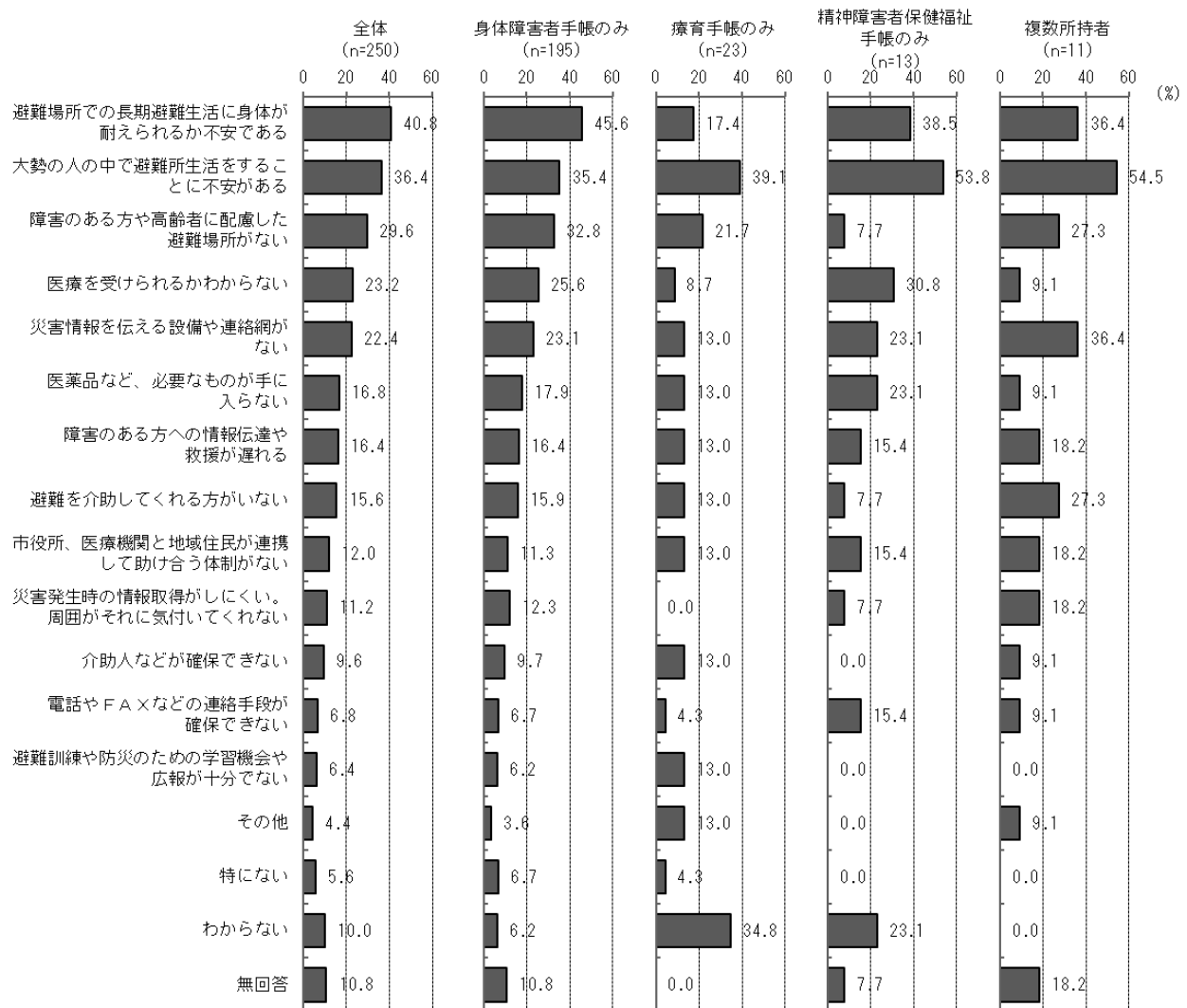
災害時に助けてくれる人が近所にいるかについては、身体障害者手帳のみ、療育手帳のみでは「いない」の割合が最も高くなっています。回答者が少ないですが、精神障害者保健福祉手帳のみについても「いない」の割合が最も高くなっています。複数所持者については「わからない」の割合が最も高くなっています。



② 災害が発生した時に不安なこと

災害が発生した時に不安なことについては、身体障害者手帳のみでは「避難場所での長期避難生活に身体が耐えられるか不安である」の割合が最も高く、療育手帳のみ、精神障害者保健福祉手帳のみ、複数所持者では「大勢の人の中で避難所生活をするに不安がある」の割合が最も高くなっています。

〈災害が発生した時に不安なこと（複数回答）〉

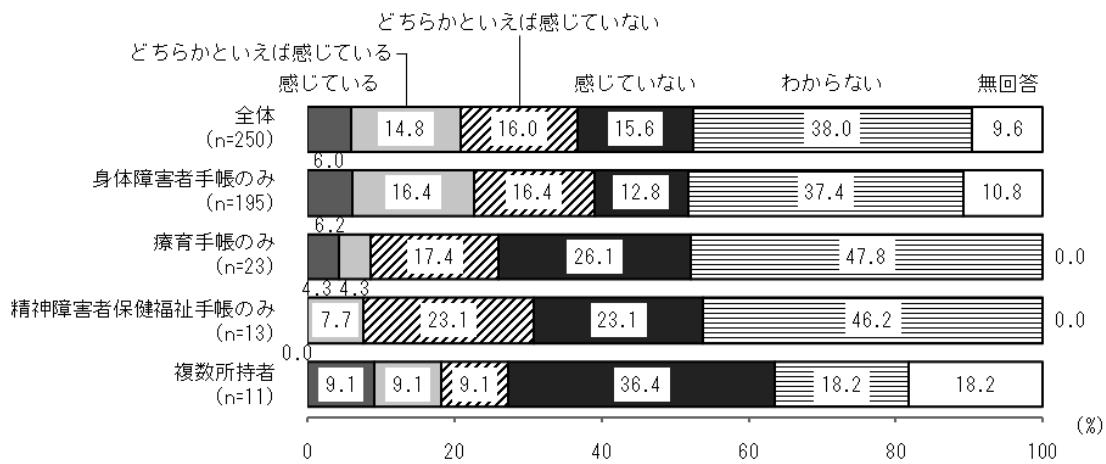


7. 市の取り組みについて

① 御所市の暮らしやすさ

御所市は障がい者にとって暮らしやすいと感じるかについては、身体障害者手帳のみ、療育手帳のみ、精神障害者保健福祉手帳のみについては「わからない」の割合が最も高く、複数所持者では「感じていない」の割合が最も高くなっています。身体障害者手帳のみ、療育手帳のみ、精神障害者保健福祉手帳のみのそのほかの回答をみると、身体障害者手帳のみでは「どちらかといえば感じる」と「どちらかといえば感じていない」の割合が最も高く、療育手帳のみでは「感じていない」の割合が最も高くなっています。精神障害者保健福祉手帳のみについては「どちらかといえば感じていない」と「感じていない」の割合が最も高くなっています。

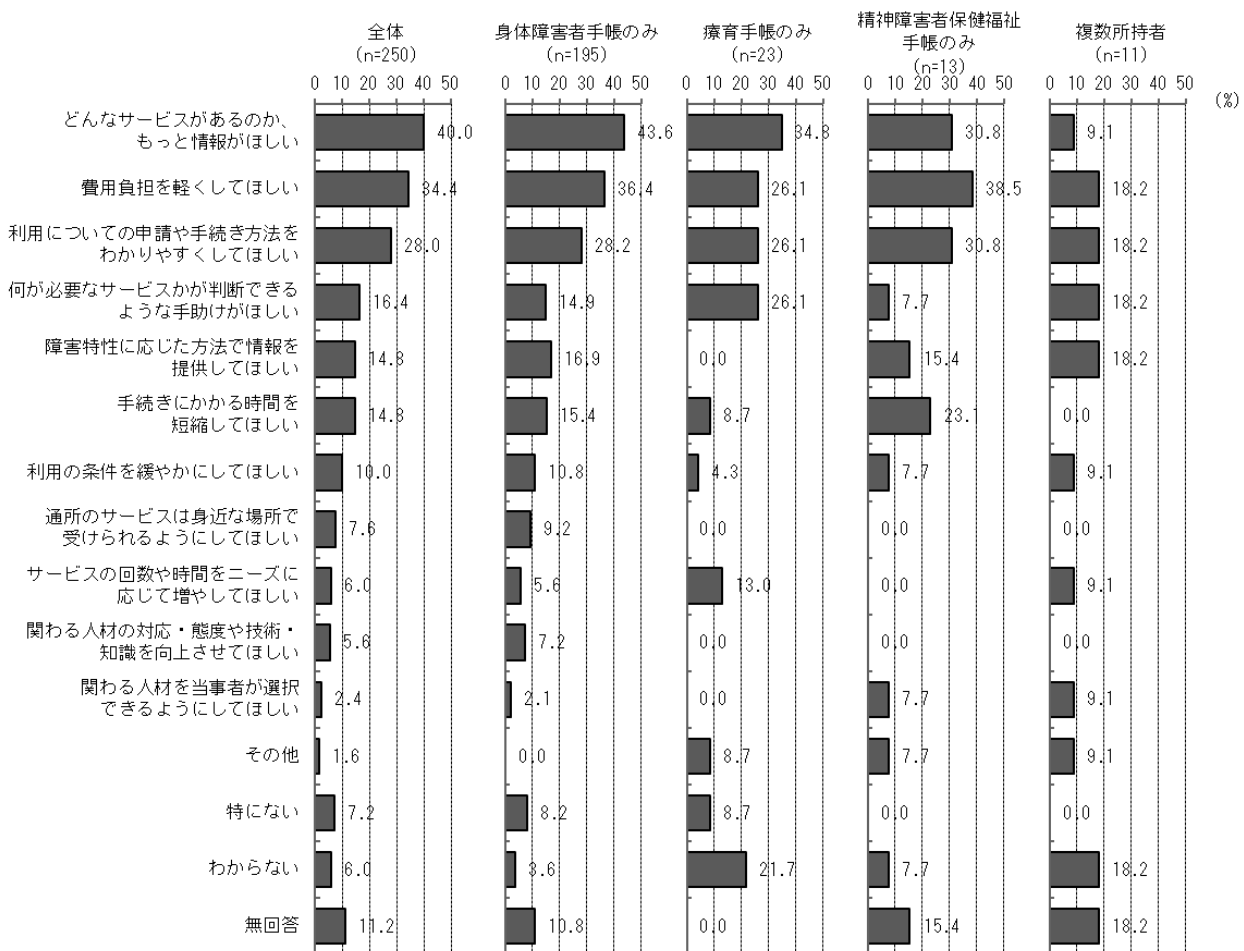
〈御所市は障がい者にとって暮らしやすいと感じるか〉



② サービスの利用について望むこと

サービスの利用について望むことについては、身体障害者手帳のみ、療育手帳のみでは「どんなサービスがあるのか、もっと情報がほしい」の割合が最も高く、精神障害者保健福祉手帳のみでは「費用負担を軽くしてほしい」の割合が最も高くなっています。複数所持者については「費用負担を軽くしてほしい」、「利用についての申請や手続き方法をわかりやすくしてほしい」、「何が必要なサービスかが判断できるような手助けがほしい」、「障害特性に応じた方法で情報を提供してほしい」の割合が最も高くなっています。

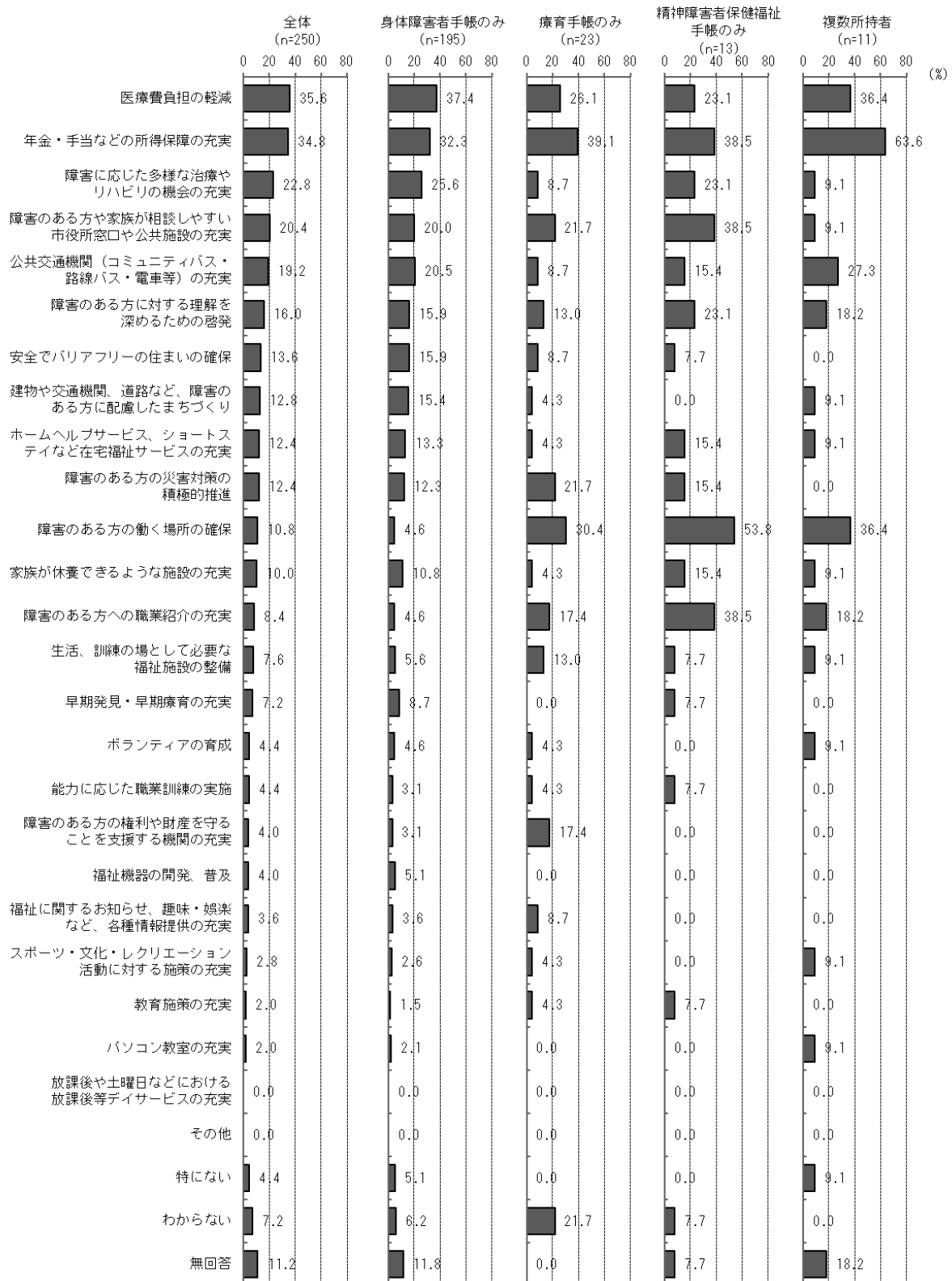
〈サービスの利用について望むこと（複数回答）〉



③ 御所市に力をいれてほしいこと

御所市に力をいれてほしいことについては、身体障害者手帳のみでは「医療費負担の軽減」の割合が最も高く、療育手帳のみ、複数所持者では「年金・手当などの所得保障の充実」の割合が最も高くなっています。精神障害者保健福祉手帳のみについては「障害のある方の働く場所の確保」の割合が最も高くなっています。

〈御所市に力をいれてほしいこと（複数回答）〉



8. アンケート結果からみる御所市の現状・課題等

- ◆ 今後の住まいについては「自宅で暮らしたい」が大半を占める。

「今のまま自宅で生活したい」とする人、「家族等の介護者が亡き後も、自宅で支援を受けながら生活したい」とする人が多くなっています。また、介助者が介護・介助できなくなった場合についても、「このまま自宅で暮らしたい」とする人が多い傾向にあります。

障がい者が住み慣れた自宅で暮らすことができるよう、障がい福祉サービス等の充実とともに、まち全体を障がい者にとって暮らしやすい環境にしていく必要があります。

- ◆ 差別を受けたり嫌な思いをした経験は、知的障がい者で5割以上となっている。

身体障がいと異なり、知的障がいは、外見上から具体的な理解が得られにくいために、誤解や偏見を招きやすいのが現状で、「差別を受けたり嫌な思いをした経験がある」としている人は知的障がい者（療育手帳のみ所持）で多い傾向にあります。

障がい者が地域で安心して生活できるよう、障がいの有無にかかわらず、すべての住民がお互いの権利を尊重し合う意識を培い、障がいに対する理解を深めていくことが必要です。

- ◆ 「どんな時にどこに相談したらいいかわかるようにしてほしい」と感じている人が多い。

相談体制への要望としては、障がいの種別に関係なく「どんな時にどこに相談したらいいかわかるようにしてほしい」をあげる人が多くなっています。また、精神障がい者（精神障害者保健福祉手帳のみ所持）では「休日・夜間などでも必要な時にすぐ相談できるようにしてほしい」という意見も多くなっています。

障がい者が必要なときに必要な支援を受けることができるよう、相談窓口の周知と休日・夜間に対応する相談窓口の整備が求められています。

- ◆ 災害等の緊急時に「1人で避難できない」が4割以上いる。

「1人で避難できない」人は4割を超え、そのうち、「災害時に近所に助けてくれる人がいない」とする人が3割以上となっています。災害発生時に不安なことについては、「大勢の人の中で避難所生活をするに不安がある」、「避難場所での長期避難生活に身体が耐えられるか不安である」を挙げる人が多い傾向にあります。

災害時等において障がい者に対する横断的な支援活動を行うためには、平常時から関係団体間のネットワーク体制を充実させ、連携体制を確立することが重要です。また、福祉避難所*の設置等について検討していく必要があります。

- ◆ 「御所市は暮らしやすい」と感じている人は約2割で、御所市に何らかの要望がある人は7割以上いる。

障がい者にとって「御所市は暮らしやすい」と感じている人は障がい者全体では約2割で、知的障がい者（療育手帳のみ所持）、精神障がい者（精神障害者保健福祉手帳のみ所持）については1割以下となっています。また、御所市に力を入れて欲しいことについては、障がいの種別で上位の回答が異なり、身体障がい者（身体障害者手帳のみ所持）では「医療費負担の軽減」、知的障がい者では「年金・手当などの所得保障の充実」、精神障がい者では「障害のある方の働く場所の確保」を望む人が最も多くなっています。

誰もが暮らしやすいまちを実現するため、多種多様なニーズに対応するサービスの提供体制の整備に取り組む必要があります。

注：御所市に何らかの要望がある人の割合は、P38の「御所市に力をいれてほしいこと」で、「特にない」、「わからない」、「無回答」の割合の合計を100%から引いた割合

第3節 ヒアリング調査からみる御所市の状況

本計画の策定にあたり、障がい者関係団体を対象に、障がい者を取りまく現状、ニーズなどを把握するため、ヒアリング調査を実施しました。

| | |
|------|---|
| 調査対象 | 御所市身体障害者福祉協会、御所市手をつなぐ育成会 精神障害者家族会、肢体不自由児父母の会 |
| 調査方法 | 面談によるヒアリング調査 |
| 調査期間 | 平成 29 年 8 月～11 月 |

【主な意見】

- ◆ 地域における交流、支援について
 - ・地域の人に障がいへの認識と理解を深めてもらえるよう、地域とのつながりをもてる場が必要。
 - ・地域の人と障がい者がふれあえるイベントをもっと充実させてほしい。
- ◆ 雇用就労について
 - ・障がいの特性を理解できる専門家などが、企業と本人の間に入り、職場に出向いて状況を把握するような就労支援があればよい。
 - ・精神障がい者は環境の変化に対応することが苦手なため、異動や勤務時間の変更など、会社側の都合に合わせる事が難しい。
- ◆ 余暇活動について
 - ・外出支援をもっと利用できればよい。
 - ・コミュニティバスにノンステップを導入してほしい。
- ◆ 療育、保育、教育について
 - ・障がい児を受け入れる学童保育*があればよい。
 - ・高齢になってから障がいに対する理解を深めるのは難しいため、幼少期から障がいへの理解を深める教育を実施してほしい。
- ◆ 相談、情報提供について
 - ・相談窓口が一元化されておらず、相談にたどりつくまで時間を要するが多い。
 - ・国や県からの情報を知らせてほしい。
- ◆ 啓発活動、差別の解消、権利擁護の推進について
 - ・各障がい者関連団体間の連携に向けて、意見交換の場を設けてほしい。
 - ・障がい者本人だけではなく、親が障がいへの理解を深めることができる家族教室などが必要。
- ◆ 行政機関の理解の促進と配慮について
 - ・市の職員が障がいへの理解を深め、障がい者に配慮した行動を率先して実行してほしい。
 - ・広報等で障がいに関する知識、障がい福祉サービスについての情報を周知してほしい。

第3章 基本理念と施策の体系

第1節 基本理念

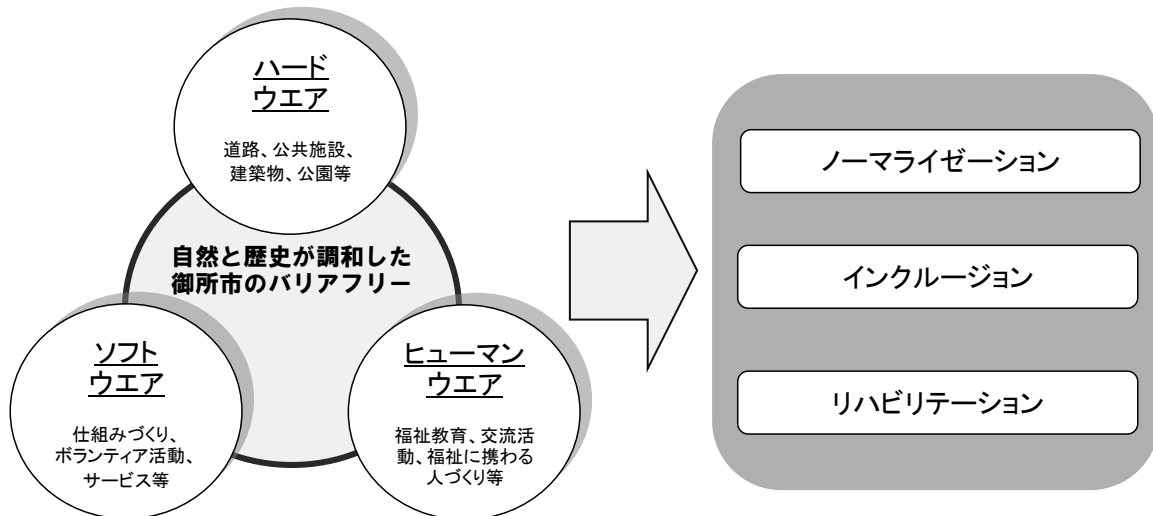
個人の尊厳、地域社会での共生、自立と自己実現ができるまち

障がい者の自立と社会参加を支えるためには、障がいのある人の自由な選択と意思決定を尊重する地域づくりが求められます。

本計画では、引き続き、前計画の理念「個人の尊厳、地域社会での共生、自立と自己実現ができるまち」を継承することとし、御所市に住むすべての人が、障がいの有無にかかわらず、ともにふれあい、支えあいながら地域の中でともに暮らし、自分らしく自立した生活ができる「共生社会」の実現に向け、地域住民や関係団体、機関等と連携し、障がい者の自立と社会参加の支援等のための施策の推進に取り組みます。

【御所市のバリアフリー*基本理念の概念図】

自然と歴史が調和したまちづくり推進



●ノーマライゼーション

障がい者や高齢者など社会的に不利を受けやすい人々が、社会の中で他の人々と同じように生活し、活動することが社会の本来あるべき姿であるという考え方です。

●インクルージョン

障がいがあっても地域で地域の資源を利用し、市民が包み込んだ共生社会を目指すという考え方です。

●リハビリテーション

障がいのある人であっても一人の人間として、その人格の尊厳性をもつ存在であるという考え方です。

第2節 基本目標

基本理念の実現に向けて、5つの基本目標を設定し、障がい福祉施策の推進を図ります。

自立

基本目標Ⅰ．地域で自立して生活できる基盤づくり

障がい者が住み慣れた地域で安心して暮らし、自立した生活を送ることができるよう、日常生活を支援するための障がい福祉サービスの充実や日中活動の場づくりを推進するとともに、居住支援の充実や経済的支援の充実に努めます。さらに、関係機関が連携した総合的な相談支援体制の構築など、利用者の立場にたった障がい福祉サービスの提供に努めます。

健康

基本目標Ⅱ．健やかな成長と健康づくりを支援する環境づくり

障がい者が健康的な日常生活を送ることができるよう、各年代に応じた保健・医療サービスを適切に提供し、障がいの原因の一つとなる疾病等の予防や早期発見・治療、早期療育体制の充実に努めます。また、自ら健康の維持・増進を図ることができるよう、障がいの特性に応じた保健・医療サービスやリハビリテーション体制等の充実を図ります。

社会
参加

基本目標Ⅲ．社会参加を促進する基盤づくり

障がい児について、一人ひとりの個性と可能性を最大限に伸ばし、自立して生きていくための基礎となる力を培うため、就学前の段階から、障がいの種類や程度、発達の段階等、個々に応じた教育・指導の充実に努めます。また、障がい者の自立した生活の実現に向け、就労や社会活動による生きがいづくりを推進し、積極的な社会参加を促進します。

安全・
安心

基本目標Ⅳ．安全・安心で人にやさしいまちづくり

快適な生活環境を整えるため、公共施設等のバリアフリー化や公共交通機関の利便性向上を推進します。また、障がい者の災害時の安全を確保するため、地域や関連機関と連携した緊急連絡体制や避難誘導体制等の要配慮者*への支援体制を確立するなど、安全・安心な暮らしの基盤づくりを推進します。

共生

基本目標Ⅴ．ともに支えあう共生社会づくり

共生社会の実現に向け、あらゆる機会を活用した啓発や交流活動、家庭や学校、地域における福祉教育を推進するとともに、ボランティア等の地域福祉活動を推進し、障がい者理解と地域交流を深めていきます。また、障がいの特性に配慮した情報提供に努め、アクセシビリティの向上を図ります。

第3節 施策の体系

| 基本理念 | 基本目標 | 施策の方向 | ページ |
|------------------------------|----------------------------------|----------------------|-----|
| 個人の尊厳、地域社会での共生、自立と自己実現ができるまち | 基本目標Ⅰ. 地域で自立して生活できる基盤づくり | 1. 福祉サービスの充実 | 44 |
| | | 2. 経済的自立の支援 | 46 |
| | | 3. 相談支援体制の整備 | 46 |
| | 基本目標Ⅱ. 健やかな成長と健康づくりを支援する環境づくり | 1. 健康づくりの推進と疾病予防 | 47 |
| | | 2. 精神保健対策・難病対策の充実 | 49 |
| | | 3. 保健・医療サービスの充実 | 50 |
| | 基本目標Ⅲ. 社会参加を促進する基盤づくり | 1. 障がい児保育の充実 | 53 |
| | | 2. 学校教育の充実 | 54 |
| | | 3. 雇用・就労への支援 | 56 |
| | | 4. 生涯学習・スポーツ活動等の支援 | 57 |
| | 基本目標Ⅳ. 安全・安心で人にやさしいまちづくり | 1. 住宅及び公共施設等のバリアフリー化 | 59 |
| | | 2. 交通安全対策の推進 | 60 |
| | | 3. 防災・防犯対策の推進 | 61 |
| | 基本目標Ⅴ. ともに支えあう共生社会づくり | 1. 障がい者に対する理解の促進 | 63 |
| | | 2. 地域福祉活動の推進 | 64 |
| 3. 情報提供・コミュニケーション支援 | | 65 | |

第4章 分野別施策の展開

基本目標Ⅰ．地域で自立して生活できる基盤づくり

1. 福祉サービスの充実

① 障がい福祉サービス

【現状と課題】

- 訪問系サービスの利用者は増加傾向にあり、御所市内での事業所数も増加しています。
- 短期入所サービスの事業所が不足している状況です。利用ニーズは今後も増加すると予想されるため、ニーズに対応できるサービスの確保が課題となります。
- 日中活動系サービスについては、事業所や医療機関との連携により充実に図っており、生活介護サービスの事業所については増加している状況です。
- 自立訓練サービスについては、機能訓練事業所が御所市内にないため、通所する際に不便があります。
- 御所市や近隣市町村においては入所施設が不足している状況です。
- 御所市にはグループホームがなく、希望者には近隣市町村の施設を紹介しています。

【施策の展開】

| 施策項目 | 取り組み内容 | 所管課 |
|---------------------|--|-----|
| 訪問系サービス・短期入所サービスの充実 | ◆訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援）、短期入所サービスについては、関係機関と連携し、事業所の確保に努めます。 | 福祉課 |
| 日中活動系サービスの充実 | ◆日中活動系サービス（生活介護、自立訓練（機能訓練・生活訓練・宿泊型）、就労移行支援、就労継続支援（A型・B型）、就労定着支援、療養介護）については、事業所等との連携により、提供体制の充実に図ります。 | 福祉課 |
| 居住系サービスの充実 | ◆居住系サービス（自立生活援助、共同生活援助、施設入所支援）については、グループホームの確保に努め、入所施設から地域生活への移行を推進するとともに、施設入所者の居住環境の向上に努めます。 | 福祉課 |
| 障がい児福祉サービスの充実 | ◆児童発達支援（医療型児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援を含む）、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援については、関係機関と連携し、事業所の確保に努めます。 | 福祉課 |
| 相談支援の充実 | ◆相談支援（計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援、障害児相談支援）については、特定相談支援事業所及び相談支援専門員の確保に努め、サービス提供体制の充実に図ります。 | 福祉課 |

② 地域生活支援事業

【現状と課題】

- 成年後見制度*利用支援事業の利用実績はほとんどありません。利用手続きに時間を要するため、手続きが出来る申立人の確保が課題です。
- 御所市には地域活動支援センター*がなく、利用者は市外のセンターを利用している状況です。

【施策の展開】

| 施策項目 | 取り組み内容 | 所管課 |
|-------------|--|-----|
| 地域生活支援事業の充実 | <ul style="list-style-type: none"> ◆ 必須事業（相談支援事業、成年後見制度利用支援事業、意思疎通支援事業、日常生活用具給付等事業、移動支援事業、地域活動支援センター機能強化事業等）については、事業者の確保に努め、サービス提供体制の充実を図ります。 ◆ 任意事業（福祉ホーム事業、日中一時支援事業、点字・声の広報等発行事業）については、事業者の確保に努め、サービス提供体制の充実を図ります。 | 福祉課 |

③ その他のサービス

【現状と課題】

- 居住サポートについて、不動産業者への物件あっせん依頼はしていませんが、入居に際しての相談支援体制や関係機関との連絡体制の整備は行っています。
- 補装具利用者に対し、補装具業者の自宅訪問を依頼し、補装具の充実に努めています。
- 御所市社会福祉協議会*において、地域福祉権利擁護事業を実施しています。
- 総合的な療育支援システムの組織的なネットワークは、まだ構築できていません。

【施策の展開】

| 施策項目 | 取り組み内容 | 所管課 |
|-----------------|--|-----|
| 補装具の充実 | <ul style="list-style-type: none"> ◆ 補装具（義肢、装具、車椅子等）の購入と修理の費用を助成します。 ◆ 補装具に関する情報提供に努め、利用促進を図ります。 | 福祉課 |
| 地域福祉権利擁護事業の推進 | ◆ 御所市社会福祉協議会との連携を強化し、精神上的理由により日常生活を営むのに支障がある人に対して、福祉サービス等の利用援助を行います。 | 福祉課 |
| 制度及び事業に関する情報提供 | ◆ 市役所の相談窓口において、福祉サービスの制度の紹介を行い、利用者の個々の相談に対して適切な指導、助言を行います。 | 福祉課 |
| 療育支援機能の充実 | ◆ こども家庭相談センター*において、子どもに関する相談への対応、助言支援を行います。 | 児童課 |
| 総合的な療育支援システムの構築 | ◆ 療育から保育、教育と適切な支援の引き継ぎが行えるよう、市における療育システムネットワークの構築に努めます。 | 福祉課 |

2. 経済的自立の支援

【現状と課題】

- 手当や年金、助成制度の相談者に対し、適切な担当機関（部局）へつなげています。
- 心身障害者扶養共済*への加入促進として、窓口、電話等での問い合わせに対し、利用案内を行っています。
- 新規の障害者手帳取得者に対し「障害者福祉のてびき」を配布し、助成・減免制度等の周知を図り、利用促進に努めています。

【施策の展開】

| 施策項目 | 取り組み内容 | 所管課 |
|-----------------------|--|-----|
| 手当・年金・助成制度の周知と利用促進 | ◆ 広報や市ホームページ、相談窓口等において、手当・年金・助成制度の情報を提供します。 | 福祉課 |
| 税金に関する助成・減免制度の周知と活用促進 | ◆ 広報や市ホームページ、相談窓口等において、税金に関する助成・減免制度の情報を提供します。 | 福祉課 |

3. 相談支援体制の整備

【現状と課題】

- 事業者や医療機関等との連絡調整及び支援体制に関する協議を行うため、御所市自立支援協議会の機能の充実・強化が必要です。
- 御所市社会福祉協議会と協力し、相談事業者の育成及び確保を行っています。
- ケアマネジメント*実施体制の整備として、市役所、御所市社会福祉協議会では研修への参加、視察等を積極的に行っており、職員の資質向上に努めています。

【施策の展開】

| 施策項目 | 取り組み内容 | 所管課 |
|-------------------|--|-----|
| 一貫した相談支援体制の整備 | ◆ 関係機関相互のネットワークを構築し、相談支援体制の充実を図ります。 | 福祉課 |
| 相談事業者の育成及び確保 | ◆ 御所市社会福祉協議会との連携を強化し、相談事業者の育成と確保に努めます。 | 福祉課 |
| 身近な相談窓口の充実 | ◆ 市役所や御所市社会福祉協議会を主な窓口として相談を行います。 ◆ 相談員の拡充に努めます。 | 福祉課 |
| ケアマネジメント実施体制の整備充実 | ◆ 障がい者一人ひとりの生活状況等を踏まえたケアマネジメントが行えるよう、御所市社会福祉協議会との連携を強化します。 ◆ 市役所、御所市社会福祉協議会の職員を対象とした研修等への参加に努めます。 | 福祉課 |

基本目標Ⅱ. 健やかな成長と健康づくりを支援する環境づくり

1. 健康づくりの推進と疾病予防

【現状と課題】

- 平成 28 年度より、妊娠届出等の情報から要支援妊婦（特定妊婦）*とした妊婦に対し、地区担当保健師とわくわく子育てセンター*の助産師による訪問等の支援を行っています。
- 各種母子健康診査において、発育・発達の状況を確認し、経過観察や要精密検査の子どもに対しては、必要に応じて発達相談員による個別発達相談や健診後のフォロー教室への参加を促し、専門機関への紹介を行っています。
- 健康教育・健康相談事業において減塩対策に重点をおき、障がいの原因となる生活習慣病予防について普及啓発を行います。

【施策の展開】

| 施策項目 | 取り組み内容 | 所管課 |
|--------------|--|----------------|
| 母子保健事業の充実 | <ul style="list-style-type: none"> ◆妊産婦の健康教育、保健指導及び健康診査等の充実を図ります。 ◆要支援妊婦（特定妊婦）に対し、保健師・助産師による訪問等の支援を行います。 | 健康推進課 |
| 乳幼児健康診査の充実 | <ul style="list-style-type: none"> ◆乳幼児健康診査（4か月児、1歳6か月児、3歳6か月児）の充実を図り、乳幼児期の疾病や障がいの予防、早期発見、早期治療に努めます。 | 健康推進課 |
| 健康教育・健康相談の充実 | <ul style="list-style-type: none"> ◆健康教育を実施し、健康づくりと脳血管疾患、心臓病・糖尿病等の生活習慣病の予防、早期発見に努めます。 ◆心身の健康に関する個別の健康相談を実施し、市民の健康維持・増進を図ります。 | 健康推進課 |
| 成人保健事業の充実 | <ul style="list-style-type: none"> ◆健康診査等の要指導者に対する保健指導の充実を図り、障がいの原因にもなる生活習慣病の予防と疾病の早期発見、早期治療に努めます。 ◆要医療者には医療機関への受診を推奨し、適切な医療、保健指導につなげます。 ◆療養上の保健指導が必要な人やその家族に対して保健師等が訪問し、健康問題を総合的に把握し、必要な指導を行います。 | 健康推進課 |
| 介護予防事業の充実 | <ul style="list-style-type: none"> ◆介護予防事業の充実を図り、要介護状態になることの防止に努めます。 | 健康推進課 高齢対策課 |

【実績】

●母子保健事業

(資料：健康推進課)

〈妊産婦指導訪問の状況〉

| | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 |
|---------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 妊娠届出数 | 161 件 | 148 件 | 168 件 | 147 件 | 141 件 |
| 新生児等訪問数 | 114 人 | 135 人 | 124 人 | 112 人 | 116 人 |

〈乳幼児訪問指導の状況〉

| | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 |
|-----------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 出生数 | 139 人 | 117 人 | 128 人 | 125 人 | 121 人 |
| 訪問数(実人数) | 226 人 | 173 人 | 158 人 | 138 人 | 159 人 |
| 訪問数(延べ人数) | 321 人 | 269 人 | 257 人 | 230 人 | 310 人 |

〈母子訪問指導の状況〉

| | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 |
|-----------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 訪問数(実人数) | 226 人 | 173 人 | 158 人 | 138 人 | 159 人 |
| 訪問数(延べ人数) | 321 人 | 269 人 | 257 人 | 230 人 | 310 人 |

〈乳幼児健康診査の受診率〉

| | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 |
|------------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 4か月児健康診査 | 97.9% | 98.4% | 97.3% | 98.3% | 96.6% |
| 1歳6か月児健康診査 | 90.9% | 92.1% | 92.6% | 97.4% | 96.9% |
| 3歳6か月児健康診査 | 87.0% | 89.4% | 80.4% | 96.3% | 91.9% |
| 2歳児歯科健康診査 | 71.0% | 68.0% | 75.0% | 66.4% | 70.7% |

〈すくすく相談(精神発達面・言語相談)の実施状況〉

| | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 |
|-----------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 実施回数 | 18 回 | 18 回 | 18 回 | 21 回 | 21 回 |
| 相談数(実人数) | 36 人 | 36 人 | 37 人 | 39 人 | 48 人 |
| 相談数(延べ人数) | 48 人 | 52 人 | 51 人 | 58 人 | 62 人 |

●成人保健事業

(資料：健康推進課)

〈健康教育の実施回数〉

| | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 |
|-----------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 回数 | 150 回 | 34 回 | 56 回 | 61 回 | 68 回 |
| 参加者数(延べ数) | 1,600 人 | 727 人 | 1,163 人 | 1,375 人 | 1,181 人 |

〈健康相談の実施回数〉

| | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 |
|---------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 回数 | 11 回 | 6 回 | 6 回 | 6 回 | 6 回 |
| 件数(延べ数) | 113 人 | 41 人 | 34 人 | 38 人 | 20 人 |

〈いきいきサロン(地域型機能訓練)の実施状況〉

| | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 |
|------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 回数 | 8 回 | 8 回 | 8 回 | 8 回 | 11 回 |
| 参加者数 | 108 人 | 154 人 | 167 人 | 133 人 | 161 人 |

2. 精神保健対策・難病対策の充実

【現状と課題】

- 精神障がいに対しての正しい理解を促すため、精神疾患に関する知識の普及に関する取り組みを進める必要があります。
- 医療機関未受診者や長期間受診していない人に対し、県との連携で受診勧奨に努め、精神障がいの早期発見、対応に努めています。
- 精神科医療機関や相談員との連携により、相談体制の充実を図っています。さらなる充実のために、精神保健福祉士*の確保が必要です。
- 御所市内には地域活動支援センター、グループホーム、福祉ホームはなく、希望者は近隣市町村の施設を利用し、社会復帰への支援を受けているのが現状です。
- 関連機関と連携し、市長同意による医療保護入院*者に対して訪問を行うなど、精神障がいの者の退院の支援に努めています。

【施策の展開】

| 施策項目 | 取り組み内容 | 所管課 |
|-----------------|--|-----|
| 精神疾患に関する知識の普及 | ◆市民、保健・医療従事者等に対し、精神疾患及び精神障がい等に関する正しい知識や予防・治療に関する正しい知識の普及を図ります。 | 福祉課 |
| 精神疾患の早期発見、対応 | ◆県との連携を強化し、精神疾患の早期発見、対応に努めます。 | 福祉課 |
| 相談体制の充実 | ◆市役所において精神保健福祉士の確保に努め、相談体制の充実を図ります。 | 福祉課 |
| 精神保健医療体制の確立 | ◆精神科と他の医療機関との連携ならびに保健所、健康診査の実施機関等との連携を強化し、精神疾患の早期発見、治療に努めます。 ◆救急医療体制など適切な精神医療提供体制の確立を実現するための施策を検討します。 | 福祉課 |
| 精神障がい者の社会復帰への支援 | ◆精神障がい者の社会復帰に向けて、地域活動支援センター、グループホーム、福祉ホームの確保に努めます。 | 福祉課 |
| 精神障がい者の退院促進の支援 | ◆関係機関への普及啓発を行い、精神障がい者の退院の支援に努めます。 | 福祉課 |
| 在宅難病患者の療養支援 | ◆県や保健所との連携により、在宅難病患者の療養を支援します。 | 福祉課 |

3. 保健・医療サービスの充実

【現状と課題】

- 医療を受けやすくするため、自立支援医療費、療養介護医療費等の支給のほか、重度障害者医療費等を助成しています。
- 健康増進計画及び食育推進計画に基づき、関連機関と連携し、障がいの原因となる生活習慣病の予防に取り組んでいます。生活習慣病予防に対する市民の意識向上に向けて継続的な取り組みが必要です。
- リハビリテーション専門の医療機関との連携を密にし、障がいの軽減に向けての相談・支援に努めています。
- 関係者間の連携により、在宅の重度障がい者に対する在宅ケアを行っていますが、難病患者等のホームヘルプサービス事業の展開が必要です。
- 御所市社会福祉協議会では専門員、相談員が常勤されており、障がい者に対する支援に関する相談を行っています。市役所においても、継続して精神保健福祉士等の専門職の確保に努めます。

【施策の展開】

| 施策項目 | 取り組み内容 | 所管課 |
|---------------------------|--|------------|
| 医療給付等の充実 | <ul style="list-style-type: none"> ◆国や県の制度改正を踏まえつつ、医療給付などの充実を図っていきます。 ◆広報や市ホームページ、相談窓口等を活用し、各種医療費助成に関する情報の提供に努めます。 | 保険課 福祉課 |
| 障がいの原因となる生活習慣病の予防に関する情報提供 | <ul style="list-style-type: none"> ◆健康教育や健康相談事業において、障がいの原因となる生活習慣病の予防に関する情報提供を行います。 | 健康推進課 |
| 障がいに対する適切な保健・医療サービスの提供 | <ul style="list-style-type: none"> ◆リハビリテーション専門の医療機関との連携を強化し、適切な保健・医療サービスの提供を図ります。 | 福祉課 |
| 在宅ケアの充実 | <ul style="list-style-type: none"> ◆関係者間の連携を強化し、在宅の重度障がい者に対するケアを充実します。 ◆難病患者等に対するホームヘルプサービス事業の実施を検討します。 | 福祉課 |
| 専門職種の確保 | <ul style="list-style-type: none"> ◆市役所において、社会福祉士*、精神保健福祉士、保健師などの専門職の確保に努めます。 | 福祉課 |

【医療費助成制度・各種手当の概要】

| 制度名 | | 内容 |
|------------------|--------|---|
| 心身障害者医療費助成制度 | | 重度の障がいのある人を対象に、医療機関等にかかった時の自己負担の一部が助成されます。 |
| 重度心身障害老人等医療費助成制度 | | 重度の障がいのある後期高齢者医療被保険者を対象に、医療機関等にかかった時の自己負担の一部が助成されます。 |
| 精神障害者医療費助成制度 | | 精神の障がいのある人を対象に、医療機関等にかかった時の自己負担の一部が助成されます。 |
| 自立支援医療 | 更生医療 | 身体障害者手帳を交付された18歳以上の人が、当該障がいに対し、確実な治療効果が期待される医療を受ける場合に限り、医療費の自己負担分が一部公費で負担されます。 |
| | 精神通院医療 | 精神疾患で通院による医療が継続的に必要な場合、医療費の自己負担分が一部公費で負担されます。 |
| | 育成医療 | 身体に障がい、疾病があり、放置すれば将来に障がいを残すと認められる18歳未満の児童で、手術等の外科的治療により確実な治療効果が期待できる場合について、医療費自己負担を軽減する制度があります。 |
| 特別児童扶養手当 | | 中程度以上の障がいのある20歳未満の児童を養育している人に対して手当を支給します（支給制限あり）。 |
| 障害児福祉手当 | | 20歳未満の在宅重度障がい児で常時介護を必要とする人に対して手当を支給します（支給制限あり）。 |
| 特別障害者手当 | | 20歳以上の在宅重度重複障がい者等で、日常において常時特別の介護を必要とする人に対して手当を支給します（支給制限あり）。 |
| 福祉手当（経過措置分） | | 昭和50年の改正法施行の際に、20歳以上の従来の福祉手当受給資格者であって、特別障害者手当等又は障害基礎年金の支給を受けることができない人に対して支給されます。 |

【実績】

●福祉医療費

（資料：保険課・福祉課）

〈心身障害者医療費助成制度の利用状況〉

| | 平成 26 年度 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 |
|------|----------|----------|----------|
| 助成件数 | 4,470 件 | 4,517 件 | 4,612 件 |

〈重度心身障害老人等医療費助成制度の利用状況〉

| | 平成 26 年度 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 |
|------|----------|----------|----------|
| 助成件数 | 7,499 件 | 7,780 件 | 7,569 件 |

〈精神障害者医療費助成制度の利用状況〉

| | 平成 26 年度 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 |
|------|----------|----------|----------|
| 助成件数 | - | 250 件 | 1,617 件 |

● 自立支援医療費

(資料：福祉課)

〈自立支援医療費の受給者数・給付額の推移〉

| | | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 |
|--------|------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 更生医療 | 受給者数 | 89 人 | 81 人 | 80 人 | 93 人 | 99 人 |
| | 給付額 | 83,584 千円 | 83,343 千円 | 82,667 千円 | 70,193 千円 | 80,613 千円 |
| 精神通院医療 | 助成件数 | 2,250 件 | 1,838 件 | 1,896 件 | 2,021 件 | 1,718 件 |
| | 給付額 | 2,851 千円 | 2,517 千円 | 2,745 千円 | 2,902 千円 | 2,143 千円 |
| 育成医療 | 受給者数 | - | 10 人 | 6 人 | 6 人 | 6 人 |
| | 給付額 | - | 673 千円 | 592 千円 | 169 千円 | 412 千円 |

● 障害者手当

(資料：児童課・福祉課)

〈特別児童扶養手当受給者数の推移〉

| | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 |
|-----|----------|----------|----------|----------|----------|
| 1 級 | 30 人 | 30 人 | 29 人 | 26 人 | 27 人 |
| 2 級 | 34 人 | 41 人 | 42 人 | 47 人 | 47 人 |
| 合計 | 64 人 | 71 人 | 71 人 | 73 人 | 74 人 |

〈障害児福祉手当受給者数の推移〉

| | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 |
|------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 受給者数 | 16 人 | 17 人 | 16 人 | 14 人 | 13 人 |

〈特別障害者手当受給者数の推移〉

| | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 |
|------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 受給者数 | 20 人 | 24 人 | 24 人 | 26 人 | 25 人 |

〈福祉手当（経過措置分）受給者数の推移〉

| | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 |
|------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 受給者数 | 3 人 | 2 人 | 2 人 | 2 人 | 0 人 |

基本目標Ⅲ. 社会参加を促進する基盤づくり

1. 障がい児保育の充実

【現状と課題】

- 公立保育所については、療育手帳や身体障害者手帳、医師の診断書などをもとに、面接等で対象児童の特徴を把握し、必要に応じて加配を行っています。保育士不足により加配保育士*が確保できず、障がい児をもつ保護者のニーズに応えられないことがあります。
- 障がい児を受け入れている保育所等からどのようなニーズがあるのか把握するとともに、保育士の確保方策について検討していく必要があります。
- 保育環境については、児童の安全確保に留意し、取り組んでいます。障がい児に配慮した施設整備については個々の事案に応じ対応していますが、充分とはいえません。

【施策の展開】

| 施策項目 | 取り組み内容 | 所管課 |
|-------------|---|-----|
| 就学前教育・保育の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ◆ 保育所・幼稚園において障がい児を受け入れるとともに、障がい児担当保育士の増員に努めます。 ◆ 障がい児保育に関する職員研修の充実に努めます。 | 児童課 |
| 保育環境の充実 | <ul style="list-style-type: none"> ◆ 障がい児に配慮した施設整備等、保育環境の向上に努めます。 | 児童課 |
| 関係者間の連携強化 | <ul style="list-style-type: none"> ◆ 保育所・幼稚園、保護者、庁内関係課との間で、児童の状態や指導内容等に関する情報を共有し、共通理解を図りながら、適切な支援を行います。 | 児童課 |

【実績】

〈障がい児担当保育士の配置状況〉

| | 平成25年度 | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 |
|-------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 保育士数(公立+私立) | 101人 | 94人 | 91人 | 89人 | 96人 |
| 加配保育士数 | 12人 | 10人 | 10人 | 11人 | 11人 |
| 公立 | 6人 | 4人 | 4人 | 5人 | 5人 |
| 私立 | 6人 | 6人 | 6人 | 6人 | 6人 |

資料:児童課(各年4月1日現在)

注:保育士数には加配保育士を含む

2. 学校教育の充実

【現状と課題】

- 各学校において特別支援教育コーディネーター*の指名、校内委員会の設置、特別支援教育支援員*の配置などに取り組んでいますが、特別支援教育支援員の支援時間の確保が課題となっています。
- 庁内関係課（健康推進課、児童課）との連携により就学指導を行っていますが、一生涯を通じた支援を行うため、生涯学習課、福祉課も含めより一層連携していく必要があります。
- 特別支援学級の運用の弾力化については、一人ひとりのニーズを把握し、個別の指導計画、教育支援計画を作成し、個々に応じた適切な指導と支援が行えるよう取り組んでいます。
- インクルーシブ教育*に向けた特別支援学級、特別支援学校の就学基準等の制度改善が課題となっています。
- 教職員の意識改革と専門性の向上については、特別支援教育コーディネーターの研修、連絡会、特別支援教育支援員の研修等を実施しています。
- 市独自の特別支援教育巡回アドバイザー*は設置していませんが、御所市の学校に置籍する県の特別支援教育巡回アドバイザーと連携して研修を行うことで、教職員の専門性の向上に努めています。
- 平成29年度より教育相談業務の一元化が図られており、市内全小・中学校に派遣されるスクールカウンセラー*と市青少年センター*のカウンセラーが教育相談にあたっています。
- 小・中学校の施設の老朽化が著しい為、根本的な対策が必要になっています。

【施策の展開】

| 施策項目 | 取り組み内容 | 所管課 |
|-----------------|--|-------|
| 特別支援教育の推進 | ◆ 関係機関との連携を強化し、一生涯を見通した障がい児支援を行います。 | 学校教育課 |
| 特別支援学級の運用の弾力化 | ◆ 県に対し、特別支援学級、特別支援学校の就学基準等の制度改善について働きかけを行います。 | 学校教育課 |
| 教職員の意識改革と専門性の向上 | ◆ 県と連携して研修を行い、特別支援教育支援員の専門性の向上に努めます。 | 学校教育課 |
| 教育相談体制の充実 | ◆ 各学校のスクールカウンセラーを活用し、教育相談体制の充実を図ります。 | 学校教育課 |
| 学校施設の整備改善 | ◆ 改修の優先順位を見極め、庁内関係課との連携を図りながら、必要性の高い部分から改修に努めます。 | 教育総務課 |

【実績】

〈特別支援教育巡回アドバイザーの活動状況〉

| | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 |
|--------------------|----------|----------|----------|
| アドバイザーを講師とした市独自の研修 | 5 回 | 5 回 | 6 回 |
| アドバイザーの学校等支援訪問 | - | - | 4 回 |

資料:教育委員会
注:平成 29 年度は見込み値

〈学校における洋式トイレ整備状況〉

| | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 |
|----------|----------|----------|----------|----------|----------|
| トイレの洋式化率 | 17.0% | 17.0% | 17.0% | 23.9% | 25.5% |

資料:教育委員会
注:平成 29 年度は見込み値

3. 雇用・就労への支援

【現状と課題】

- 就労支援として、障がい者やその家族からの就労相談に対し、その希望に添った施設紹介を行っています。
- 特別支援学校を卒業する障がい児に対して、学校との連携により、進路に関する相談、サービス決定を行っています。
- 障がい者雇用の促進に向け、市役所での関係機関のネットワーク形成に努めていますが、ハローワーク*や就労支援事業所等を含めたネットワークにまで拡大する必要があります。
- 民間企業や事業主等に対し、障がい者雇用に関する啓発活動の積極的な取り組みが必要です。
- 障がい者の職業能力開発として、地域活動支援センターを活用し、個々の障がい者の状況に応じた職業訓練を実施しています。
- 職業適応援助者（ジョブコーチ）*の設置について積極的に推進する必要があります。
- 就職後のフォローアップ体制の充実については、障がい者、企業、行政との連携により、問題の解決に努めています。

【施策の展開】

| 施策項目 | 取り組み内容 | 所管課 |
|--------------------|--|-----|
| 福祉と雇用の連携による就労支援 | ◆就労移行支援事業、就労継続支援事業の充実に努め、就労や職場定着に必要な訓練や指導を受けられるよう支援します。 | 福祉課 |
| 雇用への移行を進める支援策の充実 | ◆学校との連携強化を図り、特別支援学校卒業生に対し、進路に関する相談を行います。 | 福祉課 |
| 雇用と福祉を結ぶネットワークの形成 | ◆ハローワークや就労支援事業所等によるネットワークの形成を検討します。 | 福祉課 |
| 障がい者雇用に対する理解の促進 | ◆関係機関と連携し、民間企業や事業主等に対し障がい者雇用制度の普及啓発を行い、障がい者雇用に対する理解促進を図ります。 | 福祉課 |
| 障がい者の職業能力開発の充実 | ◆地域活動支援センターを活用し、個々の障がい者の状況に応じた職業訓練を実施します。 | 福祉課 |
| 職場適応援助者（ジョブコーチ）の設置 | ◆関係機関と連携し、民間企業や事業主等に対し、ジョブコーチ派遣制度の普及を図り、障がい者の就労を支援するジョブコーチの活用を推進します。 | 福祉課 |
| 就職後のフォローアップ体制の充実 | ◆ハローワークや就労支援事業所等と連携を強化し、就職前の相談から就職後のフォローアップまで行える体制の整備に努めます。 | 福祉課 |

4. 生涯学習・スポーツ活動等の支援

【現状と課題】

- 障がいの有無にかかわらず、身近な地域において、誰もが学習活動に参加できる体制は整備されてきていますが、機器等の整備などのハード面だけでなく、学習機会の充実や指導者養成などのソフト面の整備のさらなる充実が必要です。
- 学習活動への参加促進を図るため、広報や市ホームページ等による情報提供に努めるとともに、点字や音声ガイドによる情報提供を行っていく必要があります。
- スポーツやレクリエーションを楽しめる機会や活動の場を充実させるためには、専門的な指導員等の養成や確保が必要です。
- 市民運動公園、市民運動場、健民運動場に障がい者用トイレを設置していますが、老朽化している市民運動公園の管理棟改築工事に伴い、市民運動公園の建物内の障がい者用トイレの整備を行う予定です。
- 特定非営利活動法人御所スポーツクラブと連携し、学習活動やスポーツ活動を通じた地域内交流を推進しています。
- スポーツ推進委員が身体障害者福祉協会主催のボッチャ*大会に協力し、事業を通して審判育成等を行っています。
- 文化施設の各出入口、駐車場、トイレ、エレベーター等、施設の整備は行っていますが、学習に必要な機器・備品等を整備していく必要があります。
- 大活字本、朗読本用CDについては、毎年少しずつ購入を行い、利用も増えてきています。
- 視覚障がい者は奈良県視覚障がい者福祉センター*内の図書館で点字本を借りていることが多いため、点字本については現在寄贈本で対応しています。

【施策の展開】

| 施策項目 | 取り組み内容 | 所管課 |
|-------------------------|--|-------|
| 身近な地域における生涯学習機会の充実 | <ul style="list-style-type: none"> ◆障がいの有無にかかわらず、誰もが学習活動に参加できる体制の整備に努めます。 ◆学習機会の充実や指導者養成など、ソフト面の整備充実を努めます。 | 生涯学習課 |
| スポーツ、レクリエーション活動の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ◆専門的な指導員等の養成及び確保に努め、スポーツ・レクリエーション活動の推進を図ります。 | 生涯学習課 |
| スポーツ施設のバリアフリー化推進 | <ul style="list-style-type: none"> ◆スポーツ施設の段差解消やスロープ、エレベーターの設置、身体障がい者用トイレや身体障がい者用駐車場の設置等を推進します。 | 生涯学習課 |
| 学習活動やスポーツ活動を通じた地域内交流の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ◆特定非営利活動法人御所スポーツクラブとの連携を強化し、障がい者と地域住民との交流を促進します。 ◆御所市身体障害者福祉協会が主催するボッチャ大会を通じ、障がい者と地域住民との交流を促進します。 | 生涯学習課 |
| 芸術文化鑑賞の支援 | <ul style="list-style-type: none"> ◆必要に応じて手話通訳者の配置や、障がい者の文化芸術の鑑賞に必要な対応ができる人材の育成などに努めます。 | 生涯学習課 |

| 施策項目 | 取り組み内容 | 所管課 |
|----------------|---|-------|
| 文化発表や作品展等の開催支援 | ◆文化発表や作品展等の運営支援や人的支援の充実に努めます。 | 生涯学習課 |
| 機器、備品等の整備 | ◆社会学習や文化発表等に必要となる機器・備品等の整備等、障がいの状態や程度に応じた支援の充実に努めます。 | 生涯学習課 |
| 活動に関する情報提供の充実 | ◆広報や市ホームページ等を活用し、学習機会に関する情報提供に努めます。 ◆点字や音声ガイドによる情報提供が行えるよう取り組みを進めます。 | 生涯学習課 |

【実績】

〈機器・備品等の整備状況〉

| | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 |
|-------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 大活字本 | 673 冊 | 741 冊 | 748 冊 | 753 冊 | 761 冊 |
| 点字本 | 152 冊 | 152 冊 | 154 冊 | 154 冊 | 155 冊 |
| 朗読用CD | 21 本 | 25 本 | 30 本 | 38 本 | 45 本 |

資料：教育委員会

基本目標Ⅳ. 安全・安心で人にやさしいまちづくり

1. 住宅及び公共施設等のバリアフリー化

【現状と課題】

- 住宅のバリアフリー化の推進としては、市民からの問い合わせに対し、住宅改修費給付事業の制度説明と周知に努めています。
- 老朽化した既設の市営住宅のバリアフリー化については、介護保険等による住宅改修制度を入居者に案内しています。
- 必要に応じて学校や公共施設のバリアフリー化を進めていますが、施設の老朽化が著しい為、根本的な対策が必要となっています。
- 安全な歩行空間の確保については、違法駐輪等防止の啓発活動を広報や街頭で行っていますが、違法駐輪等の危険性についての認識が浸透していないのが現状です。
- バス等の公共交通機関については乗降者数が減少しており、運行本数を減らさざるを得ない状況です。関係機関と連携し、公共交通機関の利用促進に向けた取り組みを行っていく必要があります。

【施策の展開】

| 施策項目 | 取り組み内容 | 所管課 |
|------------------|--|-------|
| 住宅のバリアフリー化の推進 | ◆住宅改修費給付事業の周知に努め、住宅のバリアフリー化を推進します。 | 福祉課 |
| 市営住宅のバリアフリー化の推進 | ◆市営住宅建て替え時においては、ユニバーサルデザイン*に配慮した整備を行います。 | 建築住宅課 |
| 公共施設のバリアフリー化の推進 | ◆障がい者が利用しやすいよう、ユニバーサルデザインの視点で公共施設や学校のバリアフリー化を進めるとともに、障がい者向け設備の充実を図ります。 | 各所管課 |
| 公園、緑地のバリアフリー化の推進 | ◆既存の公園・緑地のバリアフリー化を推進し、すべての人が快適に利用できる環境づくりに努めます。 | 管財課 |
| 公共交通機関の利便性向上 | ◆関係機関と連携し、公共交通の利便性向上に向けた取り組みを検討します。 | 企画政策課 |

2. 交通安全対策の推進

【現状と課題】

- 定期的な市内パトロールにより道路環境・交通安全施設の点検及び整備を行っています。
- 交通安全の啓発については、警察及び関係機関・団体と連携し、春・秋の交通安全運動期間を中心に、地域住民に対し、飲酒運転撲滅・チャイルドシート着用徹底等の呼びかけを行っています。また近年、高齢者の事故が多発していることから高齢者を対象とした交通安全教室の実施、または幼児に対する交通安全教室も重点的に行っています。

【施策の展開】

| 施策項目 | 取り組み内容 | 所管課 |
|-------------|--|-------|
| 歩行環境の整備促進 | <ul style="list-style-type: none">◆ 障がい者及び高齢者、児童等が利用しやすいよう、交通安全施設を計画的に整備します（歩道の新設・注意喚起看板・防護柵・道路反射鏡・グリーンベルト等安全施設の整備拡充）。◆ 広報及び街頭での違法駐輪等防止の啓発活動を今後も継続的に行い、安全な歩行空間の確保に努めます。 | 土木課 |
| 交通安全施設の整備促進 | <ul style="list-style-type: none">◆ 優先度を踏まえた上で交通安全施設の整備充実を関係機関に要請し、障がい者及び高齢者、児童等が安心して外出できる環境の整備を図ります。 | 土木課 |
| 交通安全の啓発 | <ul style="list-style-type: none">◆ 関連機関・団体と連携を図り、交通安全教室を実施し、交通安全意識の向上に努めます。 | 生活安全課 |

3. 防災・防犯対策の推進

【現状と課題】

- 自治会を中心とした出前講座や防災訓練（消防署・団と連携）、広報紙での防災情報の掲載等により、防災意識の向上及び体制強化に努めていますが、自治会間での取り組みに差があったり、自治会間で連携が図れていないのが現状です。また、訓練参加者の固定化、要配慮者の参加率の低迷が問題となっています。
- 警察署や関係団体との定例会議、防犯啓発・教育・見守り活動を実施しています。
- 避難行動要支援者名簿*の災害発生前の管理や運用方法、災害時の避難行動要支援者に対する避難支援方法について、警察、消防署などの関連機関や民生委員、自主防災会、自治会などの避難支援者との協議が必要です。
- 災害現場、避難所等の情報収集伝達手段として移動無線機を整備するとともに、市民向けの情報伝達手段として各自治会に対し簡易無線を配備しています。
- 奈良県防災行政無線の再整備が完了し、避難の情報がテレビなどで確認できるようになりましたが、あらゆる世代の住民に避難の情報を届けるため、多様な情報伝達手段の構築が課題となっています。
- 避難所等における支援体制の確立に向け、災害用備蓄品（トイレ、毛布、食料等）の整備に努めています。避難所（体育館、公民館など）のハード面の対策については耐震化、バリアフリー化に要する財源確保が必要です。ソフト面の対策については、支援を補完するボランティアの育成・確保が必要です。
- 災害時のたすけあいネットワークの形成については、出前講座、防災訓練、広報紙などの防災資料の提供等を通じて確実に成果を上げていますが、担当所管が異なる関係機関・団体との連携（日赤、民生委員、ボランティア団体等は福祉課、介護は高齢対策課、消防団は生活安全課が担当）は不十分であり、個別の活動となっている傾向にあります。
- 防犯対策の充実については、警察、防犯関係団体等によるパトロール、防犯関係団体、警察、行政間での定例会議、防犯灯設置補助、学校等での防犯教育、啓発活動に取り組んでいます。が、運動に携わる各関係機関・団体の参加者が固定化、高齢化しています。

【施策の展開】

| 施策項目 | 取り組み内容 | 所管課 |
|----------------|--|-----------------------|
| 防災・防犯意識の向上 | <ul style="list-style-type: none"> ◆出前講座や消防署・団と連携した防災訓練、広報紙での防災情報の掲載等により、防災意識の向上を図ります。 ◆各自治会での防犯講座、学校等での防犯教育を推進し、防犯意識の向上を図ります。 | 生活安全課 |
| 避難行動要支援者名簿の作成 | <ul style="list-style-type: none"> ◆個人情報の保護に配慮しながら避難行動要支援者名簿を管理し、迅速な情報伝達、適切な避難・救助体制を整備します。 | 生活安全課 高齢対策課 福祉課 |
| 要配慮者の避難誘導體制の確立 | <ul style="list-style-type: none"> ◆庁内関係課と連携し、避難行動要支援者避難支援プラン*（全体計画）を作成し、災害時における要配慮者への支援体制の整備を図ります。 | 生活安全課 |

| 施策項目 | 取り組み内容 | 所管課 |
|--------------------|--|-------|
| 個別避難支援プラン*の作成 | <ul style="list-style-type: none"> ◆ 要配慮者一人ひとりの障がいの特性に配慮した避難支援が行えるよう、個別避難支援プランの作成に努めます。 | 生活安全課 |
| 緊急時通信手段の充実 | <ul style="list-style-type: none"> ◆ 緊急通報システム、ファックス、Eメール等による防災関係機関への通信手段の確保に努めます。 ◆ 視覚障がい者、聴覚障がい者に対する災害時・緊急時の情報伝達方法の検討を進めます。 | 生活安全課 |
| 避難所等における支援体制の確立 | <ul style="list-style-type: none"> ◆ 出前講座や広報紙での防災情報により、要配慮者に関する認識・理解を進め、避難所等における支援体制の整備を図ります。 ◆ 福祉施設との協定により、福祉避難所を確保するとともに、公共施設においても福祉避難所機能の拡充を検討します。 ◆ 防災士講座受講者への支援を行い、育成につなげるなど、ボランティアの確保及び育成に努めます。 | 生活安全課 |
| 災害時のたすけあいネットワークの形成 | <ul style="list-style-type: none"> ◆ 出前講座、防災訓練、広報紙などで防災情報を提供するなど、地域の自主的な「たすけあいネットワーク」づくりを積極的に支援します。 | 生活安全課 |
| 防犯対策の充実 | <ul style="list-style-type: none"> ◆ 警察、防犯関係団体等によるパトロール、市内の主要駅前防犯カメラ、ゴミ収集車のドライブレコーダー等による見守り活動を行います。 ◆ 防犯関係団体、警察、行政間で定例会議を開催し、市内の犯罪・事故等の状況把握に努めます。 ◆ 防犯灯設置補助を推進し、安全・安心な生活を守る地域の取り組みを支援します。 ◆ 交通安全教室の実施、安全運転の啓発など、交通事故の防止や障がい者に配慮した交通安全教育の充実を図ります。 | 生活安全課 |

基本目標Ⅴ．ともに支えあう共生社会づくり

1. 障がい者に対する理解の促進

【現状と課題】

- 障がい者の理解促進のための啓発活動の取り組みを推進する必要があります。
- 行政や地域で各種イベントを開催しており、市民ふれあい体育祭等においては、障がい者関連団体の参加があります。
- 地域交流活動への市職員の参加はありますが、行政として、特定の施設の活動を支援することは難しいのが現状です。
- 学校における福祉教育の充実については、総合的な学習の時間、特別活動等を活用して福祉施設との交流、募金・清掃活動等のボランティア活動を行っています。また、特別支援学校在籍児童生徒との交流も行っています。
- 地域や職場においては、福祉理念の普及啓発の取り組みを推進する必要があります。

【施策の展開】

| 施策項目 | 取り組み内容 | 所管課 |
|---------------------|---|-------|
| 障がいに対する理解促進 | ◆障がい者への理解を深めるための啓発事業を行います。 | 福祉課 |
| 地域交流の促進 | ◆関係機関と連携し、「障害者の日」（12月9日）や「障害者週間」（12月3日～9日）の関連事業を実施し、障がい者と地域住民との交流を推進します。 ◆公共施設内に障がい者施設の製作品展示コーナーを設置するなど、市民が障がい者の活動を知る機会の確保に努めます。 | 福祉課 |
| 地域交流活動・イベントに関する情報提供 | ◆より多くの市民がイベントに参加し、障がい者と交流ができるよう、市や地域、障がい者施設で開催しているイベント等の情報提供を行います。 | 福祉課 |
| 学校における福祉教育の充実 | ◆福祉施設との交流や特別支援学校在籍児童生徒との交流など、福祉教育を推進します。 ◆募金・清掃活動等のボランティア活動等の充実により福祉教育を推進します。 | 学校教育課 |
| 地域における福祉教育の充実 | ◆障がい者への理解を深める福祉講座や研修会を開催し、福祉理念の普及啓発に努めます。 | 福祉課 |

2. 地域福祉活動の推進

【現状と課題】

- 御所市社会福祉協議会の機能強化については、広報誌「社協だより」を市内に配布し、情報提供を行っています。御所市の障がい福祉施策をより効果的に推進するために、さらなる連携の強化が必要です。
- 民生委員、児童委員と行政との連絡を密にし、障がい者の意見・要望を行政に届けてもらい、その意見等を各施策に反映しています。民生委員、児童委員の活動の充実、機能強化のためには行政からの財政的支援を引き続き行うことが必要です。
- 関係機関・団体等との連携強化については、会議を開催し、障がい者の問題を共有し、障がい者支援に取り組んでいます。今後は関係機関・団体、行政が参加する会議を行うなど、連携の強化が必要です。
- 以前は、ボランティア団体の情報を市ホームページに掲載していましたが、現在はボランティア団体の活動に関する情報把握が十分でなく、ホームページの情報更新ができていないのが現状です。今後、再調査を行い、情報発信を含めて、支援のあり方を検討する必要があります。
- ボランティア活動の支援を行うために、ボランティア活動に関する講座・研修会等についての十分な情報収集が必要です。
- 御所市社会福祉協議会では、ボランティア養成講座の開催や「ごせボラセンだより」の発行を行っており、ボランティアの育成・確保に努めています。

【施策の展開】

| 施策項目 | 取り組み内容 | 所管課 |
|-------------------|--|-----|
| 関係機関の機能強化 | ◆地域住民がともに生き、ふれあい、支え合う地域づくりを推進するため、御所市社会福祉協議会、民生委員、児童委員、老人会、婦人団体、自治会連合会等との連携を強化し、地域での福祉活動の取り組みを支援します。 | 福祉課 |
| 地域における見守り・援助体制づくり | ◆障がい者宅への訪問、声かけ等の見守り活動を実施し、活動を通して地域住民の交流や障がい者をめぐる課題の気づきにつなげ、障がい者支援の充実を図ります。 | 福祉課 |
| ボランティア活動の推進 | ◆ボランティア団体に関する情報の把握に努め、市ホームページに活動の情報を掲載します。 ◆より多くの市民がボランティア活動に参加できるよう、ボランティア活動に関する講座・研修会等の周知を図ります。 | 福祉課 |
| 専門ボランティアの育成、確保 | ◆御所市社会福祉協議会との連携により、ボランティア養成講座の充実を図り、専門ボランティアの育成・確保に努めます。 | 福祉課 |

3. 情報提供・コミュニケーション支援

【現状と課題】

- 情報バリアフリーの推進については、パソコン講習会等のIT*技術向上事業の推進が必要です。
- 情報伝達手段の充実として、視覚障がい者に対し、広報の録音テープによる情報提供を行っています。聴覚障がい者に対しては、手話・要約筆記者の派遣を実施しています。
- 情報提供の充実に向けて、幅広い取り組みが必要です。
- 専門性の高い人材の養成・確保については、手話入門・基礎講座を開催し、手話通訳の人材育成に努めています。手話以外の専門職育成についても取り組みを進める必要があります。

【施策の展開】

| 施策項目 | 取り組み内容 | 所管課 |
|----------------|---|-----|
| 情報バリアフリー化の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ◆障がい者が確実に情報を得ることができるよう、情報バリアフリー化を推進します。 ◆障がい者が情報を得やすいよう、障がいの特性に配慮したパソコン講習会の開催を検討します。 | 福祉課 |
| 情報伝達手段の充実 | <ul style="list-style-type: none"> ◆点字・声の広場の発行や点字・録音図書の出借等の充実に努めます。 ◆手話・要約筆記者派遣の取り組みを充実します。 | 福祉課 |
| 情報提供の充実 | <ul style="list-style-type: none"> ◆広報及び市ホームページの内容の充実に努めるとともに、点字や音声ガイドによる情報提供が行えるよう取り組みを進めます。 | 福祉課 |
| 専門性の高い人材の養成、確保 | <ul style="list-style-type: none"> ◆手話入門・基礎講座を開催し、手話通訳の人材育成に努めます。 ◆要約筆記者派遣、点訳、代筆、代読等の支援を行える人材の育成・確保の方策を検討します。 | 福祉課 |

第5章 計画の円滑な推進

1. 庁内推進体制の整備

障がい福祉に関する施策は、福祉、保健、医療、教育、まちづくり、防災など広範囲にわたっているため、庁内関係部課の連携を強化し、障がい福祉施策を計画的かつ着実に推進します。

また、すべての市職員が、障がい者に配慮しつつ、各自の職務を遂行することができるよう、職員の障がい福祉に関する知識と意識を高めていきます。

2. 地域住民の参画促進

障がい者が地域で生活していくためには、行政だけでなく地域住民による支え合いが不可欠です。また、きめ細かい支援を行う障がい者関連団体やボランティア、事業所、御所市社会福祉協議会等が、それぞれの役割を担い、相互に協力しあえる体制づくりが重要となっています。

計画の推進に向けて、地域住民、各関係団体等との連携を図り、市民協働による推進体制の整備に努めます。

また、本計画の施策やサービスの実効性を高めるために、計画の進捗評価や施策内容の検討について障がい者との意見交換の場を設け、当事者やその家族の意見やニーズの把握に努めます。

3. 国・県との連携

障がい福祉施策については、国・県との連携のもと、総合的かつ効果的な実施を図っていきます。また、住民に最も身近な地方公共団体として、障がい者のニーズを的確に把握しながら、国・県に対し必要な行財政上の措置を要請していきます。

4. 進捗状況の把握

本計画を総合的に推進するために、御所市自立支援協議会等関係機関において本計画の進捗状況を定期的に把握するとともに、庁内関係課で連携を図りながら、多種多様なニーズに応じて、的確にサービスを提供できるよう各施策の推進に努めます。

また、障がい者やその家族、関連団体との意見交換とともに、庁内の連絡会等を活用して計画の進捗状況についての確認を行い、計画の着実な推進に努めます。

1. 御所市障害福祉計画等策定審議会条例

(設置)

第1条 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第3項に規定する市町村障害者計画（以下「障害者福祉長期計画」という。）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第88条に規定する市町村障害福祉計画（以下「障害福祉計画」という。）及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条の20第1項に規定する市町村障害児福祉計画（以下「障害児福祉計画」という。）を策定するため、御所市障害福祉計画等策定審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、障害者福祉長期計画、障害福祉計画又は障害児福祉計画に関する事項を調査審議し、答申する。

(組織)

第3条 審議会は、委員20人以内をもって組織する。

2 審議会の委員（以下「委員」という。）は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 障害者である者又は障害者福祉に従事する者
- (3) 社会福祉関係団体又はそれに類する団体の代表者
- (4) 行政機関の職員
- (5) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱された日から障害者福祉長期計画、障害福祉計画又は障害児福祉計画を策定する日までとする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第7条 審議会は、必要に応じて専門部会を設置することができる。

(意見聴取)

第8条 審議会は、必要があると認めるときは、関係者に対し、会議に出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、市長の定める機関において所掌する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

2. 御所市障害福祉計画等策定審議会委員名簿

(順不同、敬称略)

| 分野 | 氏名 | 所属 | 備考 |
|--------|--------|-------------------|-----|
| 学識経験者 | 青木 淳英 | 大阪千代田短期大学 | 会長 |
| 医師会 | 勝山 慶之 | 御所市医師会 | |
| 障害者関係者 | 岸元 慈 | 御所市身体障害者福祉協会 | |
| | 岡村 加津枝 | 御所市手をつなぐ育成会 | |
| | 西本 千代美 | 社会福祉法人 せせらぎ会 | |
| | 三島 利子 | 精神障害者家族会 | |
| | 吹田 芽ぐみ | 社会福祉法人 あすなろ | |
| 社会福祉関係 | 倉本 英孝 | 社会福祉法人 御所市社会福祉協議会 | |
| | 上村 昭博 | 御所市民生児童委員協議会 | 副会長 |
| | 都築 哲翁 | 医療法人 鴻池会 | |
| 行政機関 | 坂本 泉 | 御所市社会福祉事務所 | |

3. 計画策定の経緯

| 年月日 | | 内容 |
|---------|-----------------------|---|
| 平成 29 年 | 7月25日(火) | 第1回御所市障害福祉計画等策定審議会 (案件) <ul style="list-style-type: none"> 第4期御所市障害者福祉長期計画及び第5期御所市障害福祉計画及び第1期御所市障害児福祉計画の概要について 今後のスケジュールについて アンケート調査・団体ヒアリング調査項目について |
| | 8月10日(木)～ 8月31日(木) | 御所市障害者の意識と生活実態の調査の実施 |
| | 8月～11月 | 障がい者関係団体ヒアリング調査の実施 |
| | 10月30日(月) | 第2回御所市障害福祉計画等策定審議会 (案件) <ul style="list-style-type: none"> 第4期御所市障害者福祉長期計画の骨子案について 第5期御所市障害福祉計画及び第1期御所市障害児福祉計画の骨子案について |
| 平成 30 年 | 1月29日(月) | 第3回御所市障害福祉計画等策定審議会 (案件) <ul style="list-style-type: none"> 第4期御所市障害者福祉長期計画(素案)について 第5期御所市障害福祉計画及び第1期御所市障害児福祉計画(素案)について |
| | 2月5日(月)～ 2月16日(金) | パブリックコメントの実施 |

4. 用語解説

あ行

IT (P65)

Information Technology の略で、直訳すると「情報技術」。コンピューター・インターネット・携帯電話などを使う、情報処理や通信に関する技術を総合的に指していることば。

アクセシビリティ (P3、P42)

年齢や身体障がいの有無に関係なく、誰でも必要とする情報に簡単にたどり着け、利用できること。

医療保護入院 (P49)

入院を必要とする精神障がい者で、自傷他害のおそれはないが任意入院を行う状態にない人に対して、本人の同意がなくても精神保健指定医の診察及び保護者の同意があれば入院させることができる入院制度。

インクルーシブ教育 (P54)

障がいのある人とない人が同じ場で共に学ぶこと。

か行

学童保育 (P40)

正式名称は「放課後児童健全育成事業」。保護者が仕事などで昼間家庭にいない小学生に対して、授業の終了後等に小学校の余裕教室や児童館等を利用して、適切な遊びや生活の場を与えて、児童の健全な育成を図る事業。

加配保育士 (P53)

障がい児に対して行われる保育をする保育士。

共生社会 (P1、P2、P41、P42、P43、P63)

障がいの有無にかかわらず、すべての人が助け合い、共に生きていく社会。

共同生活援助 (グループホーム) (P2、P44)

障害者総合支援法に基づく障がい福祉サービス。共同生活援助(グループホーム)は、介護を要しない者に対し、家事等の日常生活上の支援を提供するサービスで、共同生活介護(ケアホーム)は、介護を必要とする者に対し、食事や入浴、排せつ等の介護を併せて提供するサービスとされていたが、障がい者の高齢化・重度化に伴い、介護が必要になっても、本人の希望によりグループホームを利用し続けることができるよう、平成 26 年から共同生活援助と共同生活介護は一元化された。

共同生活介護 (ケアホーム) (P2)

「共同生活援助」参照。

ケアマネジメント (P46)

生活ニーズに基づいたケア計画にそって、様々なサービスを一体的・総合的に提供する支援方法。

合理的配慮 (P2)

障がい者が社会生活において平等に参加できるよう、それぞれの障がい特性や状況に応じて行われる配慮のこと。

こども家庭相談センター（P45）

子どもの成長、発達、行動、しつけなど、子どもに関する様々な心配ごとや、女性が抱える悩みや自立のための相談に応じる施設。

個別避難支援プラン（P62）

「避難行動要支援者避難支援プラン」参照。

さ行

児童発達支援センター（P2）

障がい児に対し、身近な地域で支援を提供する施設。障がい児を通所させて、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与または集団生活への適応のための訓練が行われている。

社会的障壁（P1、P5）

障がい者にとって日常生活または社会生活を営む上で妨げとなる社会制度・慣行・概念等。

社会福祉協議会（P45、P46、P50、P64、P66）

社会福祉法の規定に基づき組織される地域福祉の推進を目的とする団体。様々な福祉サービスや相談をはじめ、ボランティア活動や市民活動の支援、共同募金など地域の福祉の向上に取り組んでいる。

社会福祉士（P50）

障がい者の福祉に関する相談に応じて、助言や指導・援助を行う専門職。

重度訪問介護（P2、P44）

重度の肢体不自由または重度の知的障がいもしくは精神障がいがあり常に介護を必要とする人に対して、自宅にホームヘルパーが訪問し、身体介護や家事援助、外出時の移動支援等を総合的に行うサービス。

障害支援区分（P2）

障がい福祉サービスの必要性を明らかにするため、障がいの特性や心身の状態等に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示す区分で、市町村がサービスの種類や量を決定する際に勘案する事項の一つ。平成26年の障害者総合支援法の改正により「障害程度区分」から「障害支援区分」に名称が変更されている。

障がい者虐待防止センター（P1）

障がい者虐待に関する相談や通報、届出を受ける施設。

障がい者権利擁護センター（P1）

障害者虐待防止法に基づき各都道府県に設置された障がい者虐待に対応する窓口。

障害程度区分（P2）

「障害支援区分」参照。

職業適応援助者（ジョブコーチ）（P56）

障がい者が就労する際に一緒に職場に出向いて様々な支援をする援助者。障がい者の職場への適応を直接支援するだけでなく、障がい者が円滑に就労できるように、事業主や同僚、家族に助言を行い、障がいの状況に応じた職務の調整や職場環境の改善を行う。

心身障害者扶養共済（P46）

心身障がい者の保護者の相互扶助の精神に基づき、保護者が生存中掛金を納付することにより、保護者が亡くなった場合などに障がい者に終身年金を支給する任意加入の制度。

スクールカウンセラー（P54）

学校に配置され、児童・生徒の生活上の問題や悩みの相談に応じるとともに、教師や保護者に対して指導・助言を行う専門職。

青少年センター（P54）

青少年育成を目的として、全国の市町村を中心に設置されている機関。いじめ・不登校・非行といった子どもや若者とその保護者が抱える悩みに対する相談活動をはじめ、非行や不良行為を行っている者に対する街頭補導活動、有害環境の浄化活動、各種イベントをはじめとする広報啓発活動、就労支援、居場所づくりといった活動が行われている。

精神保健福祉士（P49、P50）

精神障がい者の社会復帰に関する相談援助等を行う専門職。

成年後見制度（P45）

認知症、知的障がい、精神障がいなどによって物事を判断する能力が十分でない人について、本人の権利を守る援助者を選ぶことで、本人を法律的に保護し、支援するための制度。

た行

地域移行支援（P2、P44）

障がい者支援施設等に入所している人や精神科病院に入院している人が地域生活に移行する際の相談や支援等の援助を行うサービス。

地域活動支援センター（P45、P49、P56）

在宅の障がい者が地域で自立した日常生活・社会生活を営むことができるよう、創作的活動または生産活動の機会の提供等により、障がい者の地域生活をサポートする福祉施設。

特別支援学級（P15、P54）

小学校・中学校・高等学校または中等教育学校内に置かれる、教育上特別な支援を必要とする児童・生徒のための学級。

特別支援学校（P15、P54、P56、P63）

心身に障がいのある児童・生徒に対し、幼稚園・小学校・中学校・高等学校に準じる教育を行い、また、障がいによる学習上または生活上の困難を克服するために必要な知識・技能などを養うことを目的とする学校。

特別支援教育コーディネーター（P54）

特別支援学校や小学校・中学校において、特別支援教育を推進する役割を中心的に担う教諭。発達障がい児に関する教育相談、福祉・医療等関連諸機関との連携調整役となる。

特別支援教育支援員（P54）

小学校・中学校において、障がいのある児童・生徒に対して、食事、排泄、教室の移動補助等の日常生活動作の介助を行ったり、発達障がいの児童・生徒に対して、学習活動上のサポートを行ったりする専門職。

特別支援教育巡回アドバイザー（P54、P55）

要請に応じて公立の幼稚園・小学校・中学校・義務教育学校・高等学校及び幼保連携型認定こども園を巡回し、発達障がいを含む障がいのある幼児・児童・生徒への教育的支援の在り方等について助言・援助を行う専門職。

な行

奈良県視覚障がい者福祉センター（P57）

視覚障がい者に対する福祉の向上を図るために奈良県が設置し、管理・運営を行う施設。

は行

発達障がい（P1、P5）

発達障害者支援法では、「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるもの」と定義されている。

バリアフリー（P41、P42、P43、P57、P59、P61、P65）

障がい者が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去すること。

ハローワーク（P56）

正式名称は「公共職業安定所」。職業安定法に基づいて、職業紹介、指導、失業給付など行う国の行政機関。民間の職業紹介事業等では就職へ結びつけることが難しい就職困難者を中心に支援する最後のセーフティネットとしての役割を担っている。

PDCA サイクル（P3）

行政政策や企業の事業活動にあたって計画から見直しまでを一貫して行い、それを次の計画・事業にいかそうという考え方。具体的には、Plan（計画）→ Do（実行）→ Check（評価）→ Act（改善）の4段階を繰り返すことによって、業務を継続的に改善すること。

避難行動要支援者避難支援プラン（P61）

災害時に自ら避難することが困難で、円滑かつ迅速な避難にあたって特に支援が必要とされる人に対する支援体制を具体的に示したもの。個別避難支援プランは、避難行動要支援者避難支援プランに基づいた要配慮者一人ひとり避難計画。

避難行動要支援者名簿（P61）

高齢者、障がい者、乳幼児等の防災施策において特に配慮を要する方人（要配慮者）のうち、災害発生時の避難等に特に支援を要する人の名簿。

福祉避難所（P39、P62）

災害時において、一般避難所での避難生活が困難で、特別な支援が必要な高齢者や障がい者に配慮した避難施設。

母子健康包括支援センター（P2）

妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援を行う施設。保健師または助産師が、面接や電話相談等を通じ、妊娠・出産・育児に関する相談に応じている。

ボッチャ（P57）

ヨーロッパで生まれた重度脳性麻痺者もしくは同程度の四肢重度機能障がい者のために考案されたスポーツで、パラリンピックの正式種目。ジャックボール（目標球）と呼ばれる白いボールに、赤・青のそれぞれ6球ずつのボールを投げたり、転がしたり、他のボールに当てたりして、いかに近づけるかを競う。

や行

ユニバーサルデザイン（P59）

設計段階から、年齢や能力にかかわらず、すべての人が共通して利用できるようなものや環境をつくっていかこうとする考え方。バリアフリーが障壁を除去することであるのに対し、最初から障壁をつくらないという発想に立っている。

要支援妊婦（特定妊婦）（P47）

出産後の子どもの養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦。

要配慮者（P42、P61、P62）

高齢者、障がい者、乳幼児等の防災施策において特に配慮を要する人。

わ行

わくわく子育てセンター（P47）

妊娠期から子育て期をサポートするための御所市の施設。保健師や助産師が、妊娠・出産・子育ての不安や悩みに応じている。

第4期御所市障害者福祉長期計画

発行年月：平成30年3月

発行：御所市福祉部福祉課

〒639-2298 奈良県御所市1番地の3

TEL：0745-62-3001（代表）

FAX：0745-62-5425